

## 議 事 日 程 （第 3 号）

平成22年9月10日（金曜日） 午前10時 開議（補正予算審査特別委員会）

### 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第55号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

議第56号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）

議第57号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第58号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議第59号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第60号 平成22年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第61号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第62号 平成22年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第63号 平成22年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第3号に同じ）

☆

### 出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 13名

出席委員 13名

|     |   |   |     |   |   |     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|---|---|---|
| 1番  | 筒 | 井 | 義   | 昭 | 君 | 2番  | 高 | 橋 | 久 | 一 | 君 |
| 3番  | 高 | 橋 |     | 透 | 君 | 4番  | 赤 | 塚 | 英 | 一 | 君 |
| 5番  | 阿 | 部 | 満   | 吉 | 君 | 6番  | 佐 | 藤 | 智 | 則 | 君 |
| 7番  | 高 | 橋 | 冠   | 治 | 君 | 8番  | 土 | 門 | 治 | 明 | 君 |
| 9番  | 三 | 浦 | 正   | 良 | 君 | 10番 | 堀 |   | 満 | 弥 | 君 |
| 11番 | 阿 | 部 | 勝   | 夫 | 君 | 12番 | 那 | 須 | 良 | 太 | 君 |
| 13番 | 伊 | 藤 | マツ子 | 君 |   |     |   |   |   |   |   |

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

|               |             |               |             |
|---------------|-------------|---------------|-------------|
| 町 長           | 時 田 博 機 君   | 副 町 長         | 堀 田 堅 志 君   |
| 総 務 課 長       | 本 宮 茂 樹 君   | 企 画 課 長       | 村 井 仁 君     |
| 産 業 課 長       | 小 林 栄 一 君   | 地 域 生 活 課 長   | 伊 藤 孝 君     |
| 健 康 福 祉 課 長   | 東 海 林 和 夫 君 | 町 民 課 長       | 渡 会 隆 志 君   |
| 会 計 管 理 者     | 本 間 康 弘 君   | 教 育 委 員 長     | 佐 藤 多 嘉 子 君 |
|               |             | 教 育 委 員 会     |             |
| 教 育 長         | 那 須 栄 一 君   | 教 育 課 長       | 菅 原 聡 君     |
|               |             | 選 挙 管 理 委 員 会 |             |
| 農 業 委 員 会 会 長 | 高 橋 良 彰 君   | 委 員 長         | 尾 形 克 君     |
| 代 表 監 査 委 員   | 高 橋 勤 一 君   |               |             |

☆

出席した事務局職員

局 長 金 野 周 悦 次 長 今 野 信 雄 書 記 斎 藤 浩 一

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（阿部満吉君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（阿部満吉君） 9月8日の本会議において補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第55号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、議第56号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）、議第57号平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第58号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計

補正予算（第2号）、議第60号 平成22年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第61号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第62号 平成22年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第63号 平成22年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）、以上9件であります。

お諮りいたします。9議案を一括して審査したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（阿部満吉君） ご異議ないようですので、一括して審査することといたします。

質疑に際しましては、簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

補正予算の審査に入ります。

13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） おはようございます。朝一番に開会あいさつはおまえがやれというふうなお話もありましたので、私のほうから質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

16ページをお願いします。中学校費の学校管理費、委託料で316万9,000円、これは設計管理委託料、それから工事請負費700万円、施設改良工事費となっておりますが、この具体的な内容についてお聞きいたします。

委員長（阿部満吉君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） この委託料につきましては、2本入っております。

1つは、身障者トイレの設置にかかわる設計管理ということと、もう一つは中学校にエレベーターの設置を検討しておりまして、その設計委託料ということで2本立てにしております。

来年度町内の現在小学校6年の方に身障つえを使って歩行するという方がおられまして、来年度中学校のほうに入学という予定で現在おりますけれども、そういう場合に身障者トイレの設置が必要だということで設計を考えております。これまでも中学校のトイレにつきましては男子の1階、2階については身障者トイレが設置されております。改修されております。残りの4つについて、入学予定の子が女の子であるというようなこともございまして、女子トイレの改修も必要だという判断になりまして、残りの1階、2階、3階の女子トイレ、さらに残っております男子トイレの3階の部分の4カ所の身障者トイレへの設置ということでの改修ということでの設計管理ということで作っております。

さらにもう一点、エレベーターの設置ということでございますけれども、この設計について設計の委託料を計上しております。非常に現在小学校での生活をお聞きますと、1階、2階の移動については、階段を利用するというので、担任の先生がおぶって移動していると。上、下の移動については上の階、下の階の移動については、そういう形で移動しているという状況がございまして、中学校に入りましたら上の階への移動も当然あるわけでございますけれども、この対応についていろいろ教育委員会の中でも検討したところでございます。当初介護関係でよく使われております階段の昇降機というものも検討をいたしました。それで、その設置箇所について現場、中学校の校舎を見ますと、つけられるのは恐らく職員室に上がるところの中央の階段ではないかというふうにして思われましたけれども、かなりその設置をした場合に階段が半分ぐらい昇降機というようなものでふさがれるというようなこともご

ざいまして、緊急時のその階段の利用について非常に都合が悪いといいますが、出入りがしにくくなるというようなことも考えられます。それとともに、エレベーターということで設置をすれば、近年のバリアフリーあるいはノーマライゼーションの動きの中で、高齢者含めてさまざまな場合に汎用性が高いというようなことも考慮いたしまして、エレベーターの設置をしたらどうかというようなことで検討した結果、新年度に向けて予算要求も考えながら、今回設計をしたらどうかということで計上をしたところでございます。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今説明いただきました。

それで、設計委託料に関しては身障者用のトイレとエレベーターの設置委託料だというふうなお話がありました。エレベーターについて少しお尋ねしたいのですが、具体的なことをこれから調査されるのかなというふうな感じもいたしますけれども、三川の中学校がこれ新聞報道で見ただけですので、具体的なことは私も全然把握をしてないし、聞いておりません。この辺で、学校にエレベーターを設置しているのはないのかなと、私の知る範囲ですけれども、もし把握していれば教えていただきたいなというふうにして思いますが、どの程度の規模のエレベーターを考えているのか。

それから、できれば三川中学校などが設置をしたと言われているエレベーターについてどのようなものが設置されているのか。規模だとか場所だとかいろいろあろうかと思いますが、そういったところ歩いて把握していただきたいなというふうな感じがいたします。それで、今遊佐中学校に設置をしたいというふうなことで考えているそののは、どの辺に一番ベターなのかなと。これは、当然障害者が基本だと思いますけれども、その障害児生徒の以外の部分ではどのように活用方法があるのかどうか、その辺どのように検討されているのかというふうなことにしてお尋ねいたしたいと思います。

それから、前私昇降機はつけられないのかなというふうなお話を、これはことしの冬でしたけれども、一応当時の課長に相談申し上げたことがありました。それは、検討したいというふうなお話でしたけれども、今やっぱり階段は無理だというふうなお話がありました。それは、いわゆる緊急時のことなどを考えた場合は、階段が多分狭くなってその緊急対応ができない可能性が出てくると、そういうことが一番大きいのかなというふうな感じがいたします。中学校、学校関係は大体全部補助金を国からの補助金いただくときに、いろんな細かい規定があります。それで、その規定の中に多分階段の広さなども入っているのかなというふうな感じがいたしますけれども、その辺もし階段のいわゆる幅についてどのようなになっているのか、あわせてお聞きできればなというふうにして思います。

それから、トイレの件については、今心身者用のトイレが2階には設置をしてあるというふうなお話がありました。それで、新しくトイレ設置をする場合は、今考えられるのはどの辺の場所ですか、その辺いわゆる身障者用のトイレは今のトイレ、一般用のトイレとは全く違う場所というふうにして考えていられるのかどうか、その辺と。

それから、障害の子供を持ってお子さんというのは、新しく中学校に入る生徒、それからこれからいろんな形で障害の生徒さんが入ってくる場合についての、要するにできた後これがよくないとか、これ

では使いこなせないとかというふうなことが起きないようにトイレ設置をやっぱりしていただかなければならないと思いますので、その辺のクリアがどのようにできるのかと。

今のある障害の子供、生徒が活用されているトイレについては、大変いい状況で使われているのかどうか、その辺もあわせてお聞きできればなと思います。

委員長（阿部満吉君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） るるご質問ございましたけれども、私から1点だけ。

最近完成しました三川中学校にエレベーターというお話もございましたけれども、酒田市内でも改築、もう間もなく完了する学校あるいは工事に入っている学校、今設計している学校ありますけれども、具体的には酒田一中、間もなく完成して年度末には使い始めるということですが、当然3階建てですが、エレベーターはついております。松原小学校、今工事始まっていますけれども、エレベーターつけるということで進んでおりますし、酒田二中も合併を見越して間もなく工事、来年度あたりから入るやに聞いておりますけれども、確認しましたらエレベーターは設置すると。学校に限らず、遊佐中学校は18年前でしたから、まだノーマライゼーションといいますか、もちろんそういう考えありましたが、今ほどまた広く考えられていない場面もあった中ということですが、現在は何か学校に限らず公共の3階建て以上の建物にはエレベーター、設置義務まではいかないのだと思いますけれども、建てることを求められているという、そういうことも聞いておりますので、18年たって子供が新しく入るということもそうですけれども、一般の方々、遊佐中学校に行って学校の様子とか、子供たちの授業の様子等も見たくても、なかなか体の不自由な方が声に出せなくて、行けなくている方もたくさんではないのですけれども、やはりおられるのだと思います。そういう意味で、もちろん子供が一番活用するわけですが、一般の町民の方々、住民の方々にも門戸を広く開くという意味でもちょうどいい機会になったのかなと。学校を開くということは、前々から言われておりますけれども、これは物理的もちろんだけではなくソフトの面で開くということが一番のわけですが、そんなこともあわせてご理解いただければと思います。

詳しいお尋ねについては、課長に答弁させます。

委員長（阿部満吉君） 菅原教育長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） まず、大きさについてでございますけれども、少なくとも車いすとその補助者が利用できるスペースは当然必要かと思っております。

まだ具体的にどのぐらいの大きさというところまで検討はしていないので、設計の段階で詰めていきたいというふうにして思います。

それから、利用については、車いす利用もし必要な生徒が入学ということになれば、当然そういう形でそのエレベーターの利用ということにはなろうかと思っておりますけれども、中学校でもしなければ幸いなのですが、けがをしったりとかというようなことで、歩行について少し難が出てきたという場合については、当然エレベーターの利用ということも考えていますし、それから授業参観などで保護者あるいはおじいちゃん、おばあちゃんもし授業参観おいでいただけるというようなことであれば、そういう場合についても利用ができるのではないかと考えております。

ただ、これまでそういう学校にエレベーターをつけたというような経過がこの町でもありませんので、今教育長から触れられました他地域の中学校あるいは小学校のエレベーターの利用の状況なども参考にさせていただきながら考えていきたいというふうにして思います。

それから、昇降機の関係については、補助金の規定の中でその幅の関係で規定があるのかどうかというご質問だったと思いますが、正直のところそこまで検討はしておりません。昇降機のその幅がかなりの、半分ぐらい階段を占めるというようなことで、先ほどお話しいただきましたように、緊急時の対応では非常に不都合が出るのではないかという判断のもとで、昇降機の部分については検討しなかったといえますか、それではない形で対応したほうがいいのではないかという判断に至ったところでありま

す。

それから、トイレの関係については、一般これまで1階、2階の男子用トイレつくったわけですが、身体障害者用のトイレつくったわけですが、それと同じエリアといいますか、同じ箇所の並びで考えております。使われた経過については、ちょっと手元にその情報入っておりませんので、申しわけありませんが、不明でございます。申しわけございません。

位置については、内々に検討したところ、いわゆる中学校の1階から3階までのオープンスペースでございますが、あそこのガラスの部分がございまして、あそこら辺であれば非常に工事もやりやすいのではないかというふうにして思っておりますけれども、強度の部分だとかさまざま検討しなければならないところもあるかと思えます。その辺は、設計の段階できちんと詰めていきたいというふうにして思っております。

委員長（阿部満吉君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） ありがとうございます。

エレベーターの件、それからトイレの件について、ぜひそういう点では今の時代には当たり前というふうな時代になってきたのかもしれません。学校も当たり前の時代に来たのかなというふうな感じもいたしますので、エレベーター設置をするというのは、一定の金額もかかって大変かなというふうな感じもいたしますが、障害を持っている生徒の皆さんが行って学校生活を安心して、移動のたびに悩まなくてはならないような、親も子供も先生も悩まなくてはならないような状況を改善をできるという点では、大変よろしいのかなというふうにして考えますし、私は最初の段階では昇降機しかないのかなというふうな感じがいたしましたけれども、それを超えて昇降機をつけると一定階段は狭くなりますので、それを考えた場合には一番ベターな方法なのかなというふうな感じもいたしますので、よろしく願い

したいと思います。

それから、トイレについてですけども、今男子トイレというのは、たしか車いすの子供さんが入れるような状況になっているのだらうなというふうにして思いますが、私たち健常者にはわからない部分がやっぱりいろいろあるかと思えますので、いろんな情報をやっぱり取り入れながら女子トイレもこれからつくっていただくというふうなことです。ぜひいい障害者用の生徒のトイレ、これからだとみんな高齢化していきますので、要するに障害の生徒さんだけでなく、もしかしたら先ほどおじいさん、おばあさんのような人もエレベーター使ってもいいのですよというような、何かそのようなたぐいの話がありましたけれども、トイレについてもやっぱりそういうふうな人も入れるようなトイレ

にしていなければなというふうにして思いますけれども、トイレの数は1つなのか。1つというのは、いわゆる1カ所のトイレを設置する場合のその入る場所というのは、できれば1カ所だけではなくて2カ所ぐらい置いていただければ、設置していただければいいのかなというふうな感じもいたしますので、その辺予算との検討もあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

この項は終わりますが、あわせて学校の関係でお尋ねいたします。ことしの夏は大変暑い日が続いておりますけれども、夏休みが終了しても大変暑い日が続きました。それで、子供たちのいわゆる学校生活での暑さ対策というのは、どのように今現在なさってられるのかどうか、その辺お尋ねいたします。

委員長（阿部満吉君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） ことしの夏は暑いということで、さまざまの熱中症だとかの問題もございましたけれども、教室での冷房あるいは扇風機とかの対応については、ことしは実施をしておりません。

実際のところ、季節の早く涼しくなってほしいというようなところの中であと対応してきたという状況でございまして、特に手だてを講じたというところはございませんでした。

委員長（阿部満吉君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 多分こういう暑さは、今後続いていくのではないかなというふうな感じもいたします。そういう心配があります。

それで、扇風機も置いてはいないというふうなお話がありました。この暑さだと、扇風機でも対応し切れないような、かえって扇風機が生ぬるい風をかき回すような状況になりますので、扇風機対応ではちょっと対応し切れないのかなというふうな感じもいたします。それで、やっぱり学校全体に冷房をつけるというのは、なかなか大変なお金もかかっていくのかなというふうな感じもいたします。でも、一定の場所には最低限、今どの場所かについているところはありますよね。特別教室というのですか、あるようですけれども、やっぱりそういう場所を少しずつふやしていくと。冷房を一気に全部というふうには当然いかないと思いますので、でも1つずつふやしていくような検討を私はしなければいけないのではないかなと思います。私この議会の仕事をするためにうちで勉強していると、やっぱり冷房もつけないで仕事していると、もうろうとしてくるような状況で、なかなか仕事はかからないというふうな状況が、これは子供たち幾ら元気でも暑い場所で授業をするということは、これは大変なことだろうなというふうにして思いますので、ぜひその辺のご検討をする必要があるのではないかなと思います。この辺いかがお考えなのかどうかお聞きいたします。

委員長（阿部満吉君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 詳しい状況は各小学校、ちょっときのう、きょうあたりから朝晩涼しくなってきましたので、やっと落ちついて勉強できる状況になってきたのかなと思っておりましてけれども、各小学校に管理棟と冷房のついている部屋の数は大体平等なのですが、ある学校においては図書室についている学校もありまして、そういうところで交代、交代で、遊佐小学校以外は学級の人数が少人数ということもありますので、交代、交代で図書室を使って国語の授業したり、社会科の授業したりとか、そういうことで工夫して活用したという学校の例も聞いておりますし、あるいは会議室等に入っていると

ころもありますので、そういうところ、学校もあったのかなと思います。まだ学校始まって2週間しかたっていないものですから、詳しい状況をチェックしておりませんが、どうでしたかということで状況を把握しながら、今ご意見いただきましたので、どの程度までするとある程度対応できるのか。1年、2年ではできないと思いますけれども、頭に入れて状況確認したいと思います。

委員長（阿部満吉君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） どちらかというと、これまで子供は元気だから暑いのも寒いのももう大丈夫だと言われてきましたけれども、暑さがだんだん温度が上がってきておりますので、ぜひ検討していただきたいというふうにして思います。

それからもう一つ、遊佐町の小学校、学校全体が多分そうだったのではないかなというふうにして思いますが、子供たちの通学のときに水筒のようなものを持っているような、ペットボトルではない、持っているような子供たちが見受けられましたので、多分それは学校の暑さ対策の一つとしてやられたのかなと思って見ておりました。それで、子供たちは特に月曜日になるとやっぱりいろんな学校の道具を持っていく量が多くなっていますよね。運動着しかり、いろんなものが金曜日に持ち帰って、また月曜日に持っていくというふうなことでは、月曜日と金曜日は学校の通学は少し大変なのかなというふうにして思います。特にスクールバスでない子供たちは、この暑い中大変かなと思って見ているのですが、そこにボトルを持っていくとなると、特に低学年の子供は大変なのかなというふうにしてちょっと感じるのですが、そこで最低でもこの低学年の子供たちのクラスには、やっぱり行って冷たい麦茶のようなものを準備してもらえよう対応をしていただいたほうがよろしいのではないかなというふうにして思ってみましたのですけれども、その辺はどのように考えるかお願いいたします。

委員長（阿部満吉君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） お答えします。

2学期始まりまして、すぐどの学校も運動会の練習に入ったようでございます。この暑さの中でしたけれども、例えば日陰のテント、ちょうどどの学校の余り日陰になるような樹木とかないうちの学校が多いものですから、テントを張って日陰をつくとか、あるいは練習の合間に今お話ありましたペットボトル等に水、お茶等を入れて給水しながら、そういうことで行って十分配慮してやっていただいているというふうにお聞きしております。そういうことで、今のところ熱中症も含めて子供たちの事故、病気の報告がないのはありがたいと思っておりますけれども、なお現状先ほどのことともあわせまして、冷房のこととあわせましてどういう対応をしてどういう効果があったのか確認して、今年度は暑いところこれ以上ぶり返さないと思いますので、考えていきたいと思っております。来年度から小学校は、教科書も厚くなる予定なのです。しかも、厚くなるだけでなくサイズも大きくなったり、年々立派になってきているものですから、しかも教科書会社によりましては上巻と下巻、年間2冊に分けて供給しているのを合本にして1年分にした中学校並みに教科書も出てきたり、いろいろ状況もあるようですので、その辺もペットボトルに限らず学校の様子もチェックしながら検討していきたいと思っております。

委員長（阿部満吉君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） ぜひご検討いただきたいというふうにして思いますので、よろしく願いいたします。

済みません、中学校にちょっともう一度戻らせていただきますが、中学校のグラウンドですが、中学校のグラウンドの学校側沿い、川端の土手のところには、あそこの中学校が開設したときに桜の木を相当植えましたね。それで、当時私はグラウンドに桜の木でも何でもいいから日陰をつくってほしい。そのために木をぜひ植えてほしいというふうな要望を何度かしてきましたけれども、それが現在までなされていないです。それで、ことしの運動会は18回目だと。18年間もたつと、やっぱり18年近くもたつと、あの植えた桜の木も相当大きな木に育ちました。それで、あの当時木を植えていればもっと運動会であるグラウンドを使っている生徒の皆さんは、あのグラウンドの周りにああいうものを植えていただければ、そこに暑さしのぎに日陰に入られるのかなというふうにして思いながら、桜の木でもいいから植えてほしいというふうな話を申し上げてきたのですが、残念ながら現在はそうっておりませんので、ぜひ特に運動会で子供たちがいるほうの場所、あちらのほうに桜の木がいいのか、何がいいのかというようなことわかりませんが、ぜひ木を植えて日陰をつくっていただきたいなというふうにして思うのですが、その辺どのようにお考えかお尋ねいたします。

委員長（阿部満吉君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 中学校の運動会は、大体8月の末の日曜日に実施をされるということで、これまでもかなり暑い中で運動会が実施されてきたかと思います。

日陰が欲しいというところも、中学校の生徒も恐らくそういう気持ちがあろうかと思しますので、学校側と相談をいたしまして、対応ができるのかどうか少し考えたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） ぜひ実現をさせていただきたいなというふうにして思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

グラウンドの邪魔にならない、いわゆる運動の邪魔にならないような設置の仕方は、多分できるのだと思うのです。ぜひご検討いただいて、それほど多額のお金が必要だと思いませんので、実現させていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、別なところへ移りますが、社会教育費のほうへお尋ねいたしますが、同じ16ページですが、この生涯学習推進費の中の工事請負費についてお尋ねいたします。

委員長（阿部満吉君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） ご質問、15の工事請負費467万3,000円の部分かと思えますけれども、これについては何力所かの改修工事ということで予定をしております。

まず最初に、西遊佐公民館の講堂についてでございます。ここについては、雨漏りと内壁の部分でのコンクリートの壁が落ちてきているというような状況もございます。改修の必要があるということと、同じく西遊佐公民館の入口の向かって右側のコンクリートで高くなっているところがありますが、あそこにフェンスを設けるということで、子供たちが遊んでいるとあそこから落ちる場合もあるというようなことでしたので、フェンスをつけたいと思っております。

それから、生涯学習センターのロビーの照明が非常に暗いというようなことで、是正通知もいただいております。それについて、そのロビーの照明の設置ということでございます。

さらに、ホールの向かって左側、ステージに向かって左側のほうの外と通ずるところの部分がござい  
ますが、その砂利が敷いてあったりということで、車いすが入れないというような状況もございま  
したので、何とか利用できるような、車いすでも利用できるような形での舗装をしたいということで考  
えております。

3点目は、同じく生涯学習センターの自転車小屋の支柱が非常に腐食をして、ちょっと力を入れる  
と倒れるような危険性も最近出てきたということで、余りよくないことですが、子供たちが屋根に上が  
って遊ぶ場合もあるというようなこともありますので、そこを撤去して新しい自転車小屋をつくりたい  
というふうにして思っております。

さらにあと、杉沢分館の体育館の屋根の塗装が傷んでいるというようなことで、今やっておかないと  
雨漏り等々のおそれがあるというようなことで、屋根の塗装ということになります。

あと、吹浦公民館の玄関の入り口が傷んでいる部分があるというふうなことで、そこも手直しをし  
たいということで、おおむね大きなところはこんなところの工事を予定しております。

委員長（阿部満吉君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 生涯学習センターと、それから各というか、西遊佐公民館、吹浦公民館で  
すか、それから杉沢分館というふうなお話がありました。

杉沢分館のほうは、私も毎日のように見られるような状況がありますので、それは早く屋根の塗装を  
していただかないと、かえって傷みがどんどんと進んでそれこそ雨漏りがしたりすると大変だと思っ  
て心配しておりましたので、そちらのほうも手を入れていただくというふうなことで、大変よかったです。  
どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それにあわせて、杉沢分館の敷地内にある語りべの館ですが、語りべの館の前には庭と言えいいの  
かどうか、いわゆる芝生が植えられていますね。それで、私は芝生を植えるとしたときに、芝生は  
大変管理が大変なのではないかと。だから、芝生は植えないほうがよろしいのではないかなというふう  
なことを申し上げたような経緯がありました。それで、いやいや、芝生でいいのだというふうなことで  
したが、管理はきちんとしますというふうな話も当時ありました。それで、今余り管理がきちんとされ  
ていないなというふうにして見受けられるのですが、芝生なのか草なのかというか、わからないような  
状態にもなっているようですけれども、その最低でも草刈りぐらいはきちんとしなくてはならないので  
あろうというふうにして思います。年に2回ぐらいは、杉沢南部のほうでも一応草刈りはしております  
けれども、年に2回では絶対に足りないというふうにして私は思います。もうこの間も相当伸びていま  
したので、どこの山のあたりの草でも生えているのかと思うぐらいの草の高さになったりしていました  
ので、その辺の管理をどのようになさっているのかお尋ねいたします。

委員長（阿部満吉君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 語りべの館、平成15年に開館をしたかと思いますが、芝生の管理  
については、非常に苦労をしているところかと思えます。

昨年あるいはことしもそうですけれども、シルバー人材センターさんのほうをお願いをして、5月あ  
るいは7月に1度、年間1度経費をかけてということで芝生の管理をしている状況でございます。あ  
と、今お話ありましたとおり、地域の方からご協力をいただきながらしているというようなこともござ

います。あそこ、水はけもよくないというようなこともありまして、非常に管理の部分については気を遣わなければならない部分だと思います。年間大体1,500から1,600ぐらいの見学者が語りべの館のほうにお見えになりますので、非常に見晴らしのいいといいますが、景観のいい形でごらんをいただきたいというふうな思いもございますので、芝生等の管理については経費の部分もこれから十分にできるような形で考えていきたいというふうにして思います。

委員長（阿部満吉君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 芝生については、今後管理をできるようにやっていきたいというふうなお話がありました。

この間ツーデーマーチの前の週の日曜日、地域で草刈りをしました。あそこ、語りべのところだけではないのですが、いわゆる南部の管轄する地域全体をやったのですが、時間としては朝の5時40分ごろから始まりました。それで、やっぱり一番大変だったのが語りべの前の草なのです。あそこに相当な時間がかかりまして、あの日は朝から大変暑い日でした。それで、草刈り機のある人は草刈り機の持参をしていただいて、相当草刈り機も持参されていましたし、それから軽トラも持参していました。それで、刈った草は体育館の裏のほうに持っていくというふうな状況で、みんなで一生懸命草刈りをしたのですが、皆さん後へとへとになりまして、2時間以上の作業だったものですから、へとへとになりまして、後もう座り込んでしまってなかなか体が動かないような状態の中であそこの場所の草刈りも進めたのですが、相当地域の皆さんからは意見がありました。何でこんなに草だらけにしておくのと。長くほうぼうとしておくのだというふうなお話もありましたので、だからということではないのですが、私はあそこに語りべを持っていくこと自体がかつていろんな意見を申し上げたときがありました。でも、あそこへ持ってきたわけですので、町の文化施設というふうな一応名目になっています。そういう施設がありますが、なかなか活用し切れない部分はあろうと思いますが、ある面では宝の持ちぐさ的な感じもしますけれども、でもあそこに芝生を植えたからには、やっぱりきちんと管理をしていただきたいと。たしか7月ごろには草刈りしていました。それは、私も拝見していました。ご苦労さんというふうな声はかけたのですが、それで年に1回だけではなくて、やっぱり20日に1回だとか定期的に進めていただきたいなと思います。7月のごみ収集のときにも……あれ7月の初めです。ごみ収集のときにもあそこの草は全部周辺、裏のほうまで含めて全部刈り取りをしたのです。その後だったかその前だったかちょっと忘れましたが、いわゆる町で草刈りをしたのはその前後だったというふうにして思っております。あれからもう2カ月ぐらいたってまた草刈りしましたので、やっぱり2カ月も放置しておいてはだめでしょうというふうにして思いますので、ぜひ一定の期間に草刈りをしていただくというふうなことを私はお願いしたいなと思います。どこに頼むかというのは、それはシルバー人材センターでもよろしいでしょうし、ぜひ対応していただきたいと。

それからもう一つは、かつて語りべの館に丸一日管理人を置いていたときには、その管理人の人から草刈りもしていただいたし、それから周りにある樹木の管理もしていただきました、そちらのほうに詳しい人でありましたので。でも、今は樹木の管理もやっぱりなされていない状況にあります。できれば、1年に一、二回は樹木の管理についてもやっぱり対応していただきたいなというふうにして思います。語りべをあそこに移築するときには、あの木も相当樹木もやっぱりきれいにしたのです。せっかく

やったものがもういって、そういう関係する人が管理人としていなくなると、後もう放置されるというふうな状況になっていますので、これは語りべだけではないと思います。それこそつくるときにはきちんとした対応をしますと言っても、一定の期間が過ぎるともう後放置される状態になっているというふうなことは、行政の対応ではるる見受けられるようなところがあります。ぜひやると言ったからには、やっぱりきちんと対応していただきたいというふうにして思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それから、語りべに集中しますが、先ほどお話がありました芝生のところの植えてあるところの水はけが大変悪いというふうな状況がありますので、あそこは前杉沢分館としてグラウンドだけのときから排水はずっと悪かったのです。それで、その排水対策をぜひ暗渠設備を入れて対応していただきたいというふうなお願いをしました経緯があります。それで、言って暗渠は入れていただきました。入れていただきましたけれども、暗渠が昔よりはいいのですが、行ってやっぱり暗渠が足りなかったのかなというふうな感じもいたします。地元の皆さんの話によると、端のほうには暗渠は入っていますけれども、真ん中辺にはやっぱり入っていないというふうな話がありました。だから、やっぱり真ん中の辺にも暗渠をきちんと入れて対応していただきたいなというふうにして思いますので、その辺もあわせてご検討いただけるのかどうか、その答弁を聞いて私の質問は終了します。

委員長（阿部満吉君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） まず第1点目、芝生の関係では定期的に刈って管理をしていただきたいということでございます。

ことは、特にこの暑さの中で草の伸びが大変よろしくて、多分地域の方々もご協力いただいたときは大変だったろうなというふうにして思うところでありますけれども、年間どの程度のその芝管理、芝刈りが必要になるのかということについて把握をしまして検討していきたいと。定期的な管理、それは庭木も含めてということになるのかと思いますけれども、考えていきたいというふうにして思います。

あと、あわせてその施設管理という面で、暗渠の問題どの程度必要になってくるのか、少し内部で現場を見させていただきながら検討させていただきたいというふうにして思っております。

委員長（阿部満吉君） これで13番、伊藤マツ子委員の質問は終了いたします。

9番、三浦正良委員。

9番（三浦正良君） おはようございます。それでは、まず産業課のほうにお伺いをしたいと思います。13ページでございます。

この13ページの農業振興費の中の創意工夫プロジェクトの115万円についてお伺いをしたいと思います。まず、これは飼料米と菜種と大豆を組み合わせで2年で3作をし、そして自給率向上アップを図るという事業のようなのですが、これも去年もやっているわけなのです。そうすると、予算的には面積掛ける人数で大体のところが出てくるのかなというような私なりに思うのですが、これで115万円の補正の内容をお伺いをしたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） お答えします。

今ご質問あった件につきましては、昨年から続けております遊佐町共同開発米部会の方が2年間継続した形で今年度予算措置をしております。当初予算で見えておりました150万6,000円であります。今回申請あった件は新規という形で、株式会社みどり農園という会社が遊佐町藤崎の地内にベニバナの作付をし、人の健康に役立つベニバナ加工という形でサプリメント的なものを加工し、販売したいということとであります。

中身を申し上げますと、実際土地につきましては、ことしの2月に農業委員会を経ましてエルデックさん所有の土地をみどり農園が借り受けたという形になっております。面積でいいますと、今言ったように約1万平米であります。そのうちにつきましては、約6反歩をベニバナに栽培をします。そのほかに、春ネギ、それから夏ネギを栽培しながら農産物を販売し、生産していくというような形になっております。予算的に先ほどありましたけれども、補助的には3分の1の補助になるわけですが、その中身がビニールハウス1棟、それからスプリンクラーの設置、ネギの種とか肥料とかという形を含めた形で総額345万9,000円あります。その3分の1補助という形で115万3,000円を今回計上させていただいております。これにつきましても、酒田のほうに住所地を置いている会社でありますので、酒田のほうでも一応酒田市の八幡区域のほうで同様の形で事業を行っているということで、今回申請になったのは遊佐町のほうに土地があるので、申請をしたという方です。これにつきましても、2カ年計画という形で来年度も同様の形の申請が出てくるということです。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 9番、三浦正良委員。

9番（三浦正良君） そうすると、この飼料米と菜種と大豆のプラスした創意工夫プロジェクトの事業の中と、そのベニバナとのかかわり合いはどのように解釈をすればよろしいのでしょうか。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 今の件でありますけれども、去年申請になったのが遊佐町共同開発米部会の団体という形で、今ありました2年3作の事業という形で、21年、22年の事業が150万6,000円の予算でありまして、今回新たに申請になったという形になります。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 9番、三浦正良委員。

9番（三浦正良君） それ、今の件はわかりましたけれども、それでは従来から、去年から創意工夫プロジェクトでやっている事業の面積とか人数とかのこれは、当初予算で見えている150万円の範囲で動きはないということなののでしょうか。たしか去年は、二百五十何万円だったと思うのですが、259万3,000円の予算でその創意工夫プロジェクトが行われているようなのですけれども、そうするとことしは大体100万円くらい減っているというようなことになるようなのですけれども、その辺の内容をお伺いしたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） お答えします。

一応各団体ごとに申請をしていただきまして、事業費200万円以上の事業をもって補助率が3分の1という形になっておりますので、先ほど申し上げました共同開発米部会の方は21年、22年度2カ年の

補助事業を受けると。今回の申請になったみどり農園の方は22、23年という形で事業を進めていくという形をとっておるようです。

9 番（三浦正良君） 縮小していなかったよね。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 大変申しわけありません。

一応毎年共同開発米部会の方も、事業計画書を作成いたしまして申請をしているという形になりまして、今回22年の事業費が450万2,000円の事業に対しまして150万6,000円の申請をしたという形をとっているようです。そのほかにつきましては、自己資金という形です。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 9 番、三浦正良委員。

9 番（三浦正良君） そうすると、この事業の基本的な目的であります自給率アップにはどのような変化といいますか、向上が見られているのかをお伺いをしたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 今回申請になりましたみどり農園につきましても、生産法人という形で農業形態をしていくという形をとっております。

その中で、ベニバナもそうなのですが、その中では春ネギの栽培とか、それから白菜、カブとかという形で栽培をし、販売を進めていくということがメインにうたわれております。そのほかにも、今話あったように、健康食品のサプリメントをしながら活動をし、生産をしていくということで、その農業生産の拡大にはつながるのではないかというふうに思っております。

委員長（阿部満吉君） 9 番、三浦正良委員。

9 番（三浦正良君） そうすると、自給率アップということに対しての直接的な今数字的なものはまだつかんでいないというようなことなのでしょうか。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 数字的なものという形になりますと、なかなかこの販売して、面積的なものは拡大し、春ネギについては2反歩とか夏ネギは3反歩とか、その他この1町歩の中で生産するわけですが、販売的な数量並びに販売金額的なものはまだ把握しておりません。

委員長（阿部満吉君） 9 番、三浦正良委員。

9 番（三浦正良君） この問題といいますか、この事業の目的である要するに自給率アップにつながるようないろいろな対応も、肝心なところではないかなというふうにして思います。肝心な一番去年始まったえさ米と菜種と大豆のその2年で3作をして自給率につながるような、そういう方法をやっぱり考えていくべきではないかなというふうにして私思います。この項についてこれで終わりたいと思います。

次に、同じく13ページの産業課なのですが、林業費についてお伺いをしたいと思います。今回林業費が全体で700万円削られて、そして県の補助で100万円が盛り込まれております。それで、差し引きで600万円のマイナスになっているようなのですが、このことについて概要の説明では事業の精査の結果というような説明がありました。ところが、この林業費の中で5つの項目がマイナスになっている状況

であります。そうすると、この林業費あるいは林業政策という対策がしっかりと行われているというふうにしてとらえがちなのですけれども、今の現状とか課題とかについて産業課ではどのようにとらえているのかお伺いしたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 今のご質問に対してお答えします。

一応林業費という形で全体的に減額になっているわけですが、その1つの要因といたしまして、5月の補正の段階でみどりの分権改革という形で、木質のバイオマスの予算を通させていただきました。その中で、私の産業課のほうでいじょうな中で、チップボイラーとペレットボイラーに対する実証実験をするという形で取り組みをしております。そうした中で、チップボイラーの実験をする段階で準備等役場の職員等が行っているわけですが、その対応についてなかなか装備の備品とか設置に対する工事費とかという形で事務があるものですから、プロポーサルをしたらどうかという話がありまして、考えられました。というのは、現在のチップボイラーというのは、大きい病院などしか使っていないということで、なかなか東北管内にはないと。それから、東北管内では使っていないということと、それから貸し付けをしていただくものが関東辺でなければ借りることができないということがありましたので、実際経費的なものを見ましたときに、当初見ました旅費とかその他原材料、工事請負費、使用料的なものを全部委託料に移動というか、委託料で全部賄いたいということがありまして、今回差し引きの移動があったわけです。その中では、予算的に見た中身を申し上げますと、旅費につきましても林業振興費の9の旅費につきまして31万5,000円減額しています。これも、一応みどりの分権改革の中の旅費という形で委託料に移動したいと。それから、委託料の中の内訳を申し上げますと、これが1つが一応5つあるのですけれども、その中で内訳を申し上げますと、危険木の伐採という形で約50万円お願いしたいと。これは増額であります。次に、③といたしまして、松くい虫の防除、これにつきましても先ほどいろいろ三浦議員さんからお話ありましたが、林業振興について大分縮小しているのではないかとご指摘がありましたけれども、林業振興につきましては松くい虫とかその他森林につきましては現場を踏査し、松くい松の枯れとかその他原木しないとかわからない部分があるものですから、予算的に当初予算で前年度のような形で見ておりまして、現場を踏査し、実資源が確認した段階で県のほうで内示をくれるという形になっておりましたので、減額補正をいただいているということです。それを考えまして、松くい虫の防除につきまして347万1,000円を減額しているということです。

それから、もう一つがカシノナガキクイムシという駆除があります。これナラの枯れの駆除であります。ここで同様な形で100万円を減額していると。次に、間伐材の作業という形で、同様の形で25万円を減額していますということで、最終的に委託料で盛っておりました507万円、これが一応みどりの分権改革の当初予算507万円です。それに対しまして343万円も入ってきますので、差し引き委託料の79万1,000円がここに計上になったということでもあります。実際みどりの分権改革につきましては、先ほど申し上げましたとおり、旅費、使用料、工事費、原材料という形で委託料に移動しましたけれども、総事業費的には850万円の中で事業を進めていくという形になります。

それから、委託料そうですが、14番の使用料につきましても機械の借り上げ、これも先ほど申し上げましたが、みどりの分権改革の中で減額するという形になっております。原材料も同様であります。そ

れから、19番の負担金補助及び交付金の中で、森林活動交付金の活動費という形ではありますが、これにつきましては当初森林整備という形で事業計画を組む中で、同様な形で約370万円ほど予算見ておりましたけれども、これも面積の縮小がありまして、全体事業費150万円に減ったという形で220万円を減額したという形になります。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 9番、三浦正良委員。

9番（三浦正良君） 今の説明で大分組みかえといいますか、みどりの分権改革で予算の使い方が変わったという内容、簡単に言えばそうだと思うのですが、今山形県全体でもナラ枯れの問題は大きな問題になっていると思うのです。町のほうでも、俗に東山のほうのナラ枯れは本当にこれからの大きな課題になってくるといふふうに見えていると思われまふ。当然担当課のほうでもその状況はつかんでおって、そして今対策を打っておられるわけですが、本当に危惧される林業対策の大きな課題ではないかと思ひます。

そして、今松くい虫、大分以前から十四、五年くらい前からおかげさまで今随分落ちついてはきております。しかし、落ちついてはきておりますけれども、それぞれの地域で松が枯れている、完全に松くい虫の被害だといふふうにしてわかるようなものがまだまだ多いわけだ。それと同時に、ニセアカシアの木もあります。そういうことの駆除をしない限り、松くい虫といひますか、あるいは西山の松の保存もなかなか大変だといふようなことも課題の大きなものではなかつたらなといふふうにして思ひます。ぜひいろいろな形で林業費をしっかりと使つていただいて、町のこの林業対策をしっかりとやっていただきたい。特についこの前広報にも出ておりましたけれども、西浜の砂丘地開発、砂防林の団体の方々が林野庁長官をいただいたといふような、そういうようなボランティアの方々が全国的に認められている活動もしているところがございますので、ぜひその辺のところ、そういう団体と一緒に町とともにしっかりと林業政策をやつていただきたい、そんなふうにして思ひます。

それから、みどりの環境税なのではございますけれども、このみどりの環境税が大体156万円ほど減額になっております。これは、基準といふのは先ほどの話の中にはちょっとなかったのかなといふふうにして聞いておりましたけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） どうも済みません。ただいまのご質問、内容を確認して質問に答えたいと思ひます。

委員長（阿部満吉君） 9番、三浦正良委員。

9番（三浦正良君） では、それは後で教えていただきたいと思ひます。

今町のほうでも、2つの学校のほうでみどりの少年団といふのが頑張つておりますけれども、今子供たちの学校の教育の中でも、そのみどりの環境税に関するような、そういう教育もいろんなところで芽生えてきていると思ひます。ぜひよその学校といひますか、町内のよその学校のほうにもそういうお話を進めるような担当課のほうでのお考えはいかがなものでしょうか。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） お答えします。

みどりの少年団という形で学校の中でも活動いただいておりますけれども、一応西浜地区という形である程度活動いただいております。その中で、各地区の中で協力していただいているということもありますが、ただみどりの少年団ではないのですけれども、吹浦小学校の子供たちが隣接の地域の団体と、寿司商組合でしたっけか、その方たちと協力しながら地域に植林しながら活動しているということも聞いております。ただ、みどりの少年団を発足するかどうかは、これから内部の中で検討していきたいと思っております。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 9 番、三浦正良委員。

9 番（三浦正良君） 以上で産業課のほう終わりたいと思います。

次に、地域整備課のほうをお願いしたいと思います。今回町道の維持工事費の中で、スーパー農道と五日町の側溝とか八ツ面川の整備とか側溝のあれだとかのっておりますけれども、今回の町道の維持工事の修理、いろいろな箇所で相当な数が出ておるかと思うのですが、その中であるところでは側溝の整備をしてもらうために地元の方々が土地を提供しておられるというようなところもあるようです。そういうところの方々は、当然おいだの町道整備してもらうのさ、側溝整備してもらうのさ、土地提供して協力しているなやのというように、そういう思いもあるわけです。そういうところの中には、ぜひ地元の方々と具体的に、そして話し合うし、早目にやっていただくということもそういう公共事業の優先順位から見ても必要なのかなというふうにして思われます。そういういろんな角度から公共事業の優先順位は考えられるのだと思いますけれども、ぜひこれから課題としていただければありがたいと思います。地域生活課長にお伺いをしたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） 今の関係は、道路維持費の工事費4,550万円の関係もあろうかと思いますが、その関係でちょっと基本的な考えを伺いたいというお話ですので、それについてお答えいたしたいと思っております。

確かに今お話あったように、各集落のほうから道路側溝の整備等でいろいろな要望は出ている場所がありますが、その中で今回私が整備をお願いしたところにつきましては、道路側溝については小さくてあとすぐできるような部分は別でございますが、基本的に計画してやらなければならない部分については2カ所しか予定しておりません。その部分につきましては、五日町の道路側溝と、それから京田新田の道路側溝を計画しております。これにつきましても、今まで五日町につきましても何年来課題になっていましたところを少しずつ手がけてやっていたということで、ことし1年すればある程度事業費をつぎ込めばできるということだったので、五日町についてはいろいろまだ要望箇所あるのですけれども、基本的には優先順位をつける場所でやるところについて今回補正を全部とって、事業費ができる、工事ができるということで今補正をお願いするという形になっていますし、京田新田につきましても、実はこここのところ一度も手がけてなくて、まだ素掘りで環境が衛生上悪いという観点から、これも実は当初の計画では3年計画でやろうというふうに事務方では思っておりましたけれども、それにつきましても今回1年で実施してしまおうというふうに考えております。

ただ、逆にこの事業をやることによりまして、予定していたところが今回実施されないという部分も出てきます。なぜかという、やはり現場を見たりしていると、逆に整備をすることによっていろいろな問題が出てくる。基本的に考え方を変えていかなければならないような場所もあるようですし、また実は今用地を提供されたという部分につきまして、私はまだその部分実は把握していない部分でありますので、今後その現場を見ながらその分については対応していきたい。ただ、考え方としては、やはり今までのようなやり方で整備をしなければならない路線が10本あって、それを20年も30年もかけてやるというやり方ではないのではないかと。やはり2年、3年かければできるものであれば、3年以内にその路線は一本の路線はでかしてしまうという、そういうふうな方法でやらないと、やはり住民の負託にはこたえられないような状況ではないかなと思っていますので、そういう形で係のほうとは相談をしながら、今後の計画を組みたいということで、実はその部分の路線の精査を今している状況でございます。

それから、ここのところの委託料等もありますが、今補正をお願いしておりますけれども、実は白木地内の道路の改修工事でございますが、現在白木地内は下水道工事かかっておりますけれども、その部分の中で舗装されている道路が集落密集地はほとんどないという状況で、砂利道で推移をしているというところでございます。その辺につきましては、4メートルに満たない幅員もあるものですから、今までそういう観点からやはりどうしても町として整備をできない、基準に満たない状況でありましたので、道路整備がおくっていたのかなと思いますし、またもう一つはやはり根本的な解決しなければならない部分が土地の所有の問題でありまして、それがどうしても民地であります。なぜ民地になっているかといいますと、道路用地なのです。道路として使用しているのですが、民地であります。なぜかといいますと、登記上どうしても直せない部分がありまして、そこでなっているものですから、今回地域の要望がありましたので、考え方としては緊急車が通れる4メートル以上の道路の幅員を確保していただくということで、実は道路の舗装を考えたいということで、集落のほうにはお話をしております。そのために、どのようにすれば優位かということのを測量をしなければその状況が把握できません。横断といいますか、道路の断面といいますか、それを確定するためには測量していかないと、どのぐらい用地が必要かというのは把握できませんので、そういう部分を把握するために委託をしまして、測量委託を実施してその状況を把握する。ことしはそれ、そして来年は逆に道路の状況を踏まえて設計をして、それに対して買収をしていく、用地を買収といいますか、用地を提供していただくという、そういうことで4メートル以上の道路が確保できれば、舗装を計画的にやっていきますよという形で今進めております。

そういう形で、やはり集落密集地でどうしてもいろいろな問題が発生して、それを何らかの形で解決していくというのは、行政に与えられた課題ではないかなと思っていますので、そのような形で進めさせていただきたいなと思って、今測量のほう委託料を予算をお願いするという形ですので、基本的には私はそういう形でこれから進めていきたいなと。やはり舗装につきましてもそうですけれども、どのくらい、今4,950万円の事業費の中に実はスーパー農道を900メートルほどやる予定になっております。これにつきましても、財政当局の了解を得まして、理解を得まして、やはり町道の中で一番重要路線と思われるところの舗装が亀甲割れして非常に危険な状況であります。スピードが出るのに道路が途中舗

装が切れてというか、凹凸があって危険な状況が見られますので、そういうところはやはり計画的に事業投下をして整備をしていく優先順位がつくのではないかなというふうに思っています。

また、山ろく線につきましては、今昨年からもそうですけれども、橋梁の関係を重視をしまして整備をしております。そういうことで、やはり事業費の投下の仕方につきましてもある程度すべて山ろく線に投下をするということではなくて、そういう流れの中で事業費の分配をしながら整備をしていくという基本路線を据えたいなと。ですから、確認の中で今舗装についてはどのくらいのお金が必要かというものを経算するという態勢をとって、来年の振興計画のほうにのせていく、そういう段取りをしていきたい。やはりこれからは、そういうその維持管理費のほうにも重点的に事業を投下していく、事業費を使っていくという部分もこれからは必要になってくるのではないかなというふうに思っていますので、基本的な考え方といいますか、その部分をちょっとお話しさせていただきました。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 時間も限られておりますので、簡明にお願いいたします。

9番、三浦正良委員。

9番（三浦正良君） 今公共事業に対しての優先度というような形で質問させていただいたのですが、まずは本当に一番初めに先ほどの、今回の一般質問にもありました。そして、ある課長からも、命を大切に行政であらなければならないというような、そういう答弁もいただきました。当然なことだと思うのです。本当に人間尊重の政治を目指す、あるいは町民目線で行政を目指す町長の考え方にしてみれば、地域の利益誘導だけでなく、地域の方々がより全体で人間尊重をしながら地域生活をしていくというふうな考え方から見れば、命を大切に、あるいは危険度をできるだけ低くする、そういう行政であっていただきたいなというふうにして思います。

そういうような観点で見ましても、本当に地域の方々が危険なところをぜひ側溝をふたしていただきたい。危険なところからそのすぐそばで子供たちが遊んでいる。遊園地ではないのですけれども、遊び場がある、そういうところのそばに側溝があって、その側溝がふたされていないというような状況も、地域の方々が見てこの側溝のふたをちょっとしていただきたい。そのために必要な土地は、我々が提供しようというようなところもあるわけです。そして、先ほど課長が答弁しました白木のあの地域、それこそ20年近い地域の課題なのです。あそこの奥の方にアカシア公園があります。町で指定している避難場所なのです。その避難場所に救急車も入れない、消防車も入れない、そこの避難した方々がどうすればいいのでしょうか。そういうようなところは、ぜひ早急に整備をしていただきたい。そのアカシア公園に入れないと同時に、その前に住宅が結構あるのです。その住宅にも救急車も入れないような、そういうような道路状況がまだまだ白木の中には多い、そういうようなことを考えてみても、ぜひ人間優先の道路行政であっていただきたい、そんなふうにして思います。この項について終わりたいと思います。

それから、同じく地域生活課のほうなのですけれども、国有財産の購入、2万円の予定されております。これは、多分胴腹郷のことだと、あの周辺の土地買収というのでしょうか、土地購入のことだと思うのですけれども、その辺のところを説明……

委員長（阿部満吉君） 何ページです。

9 番（三浦正良君） これは、13ページです。環境衛生費です。その辺のところを説明いただきたい  
と思います。

委員長（阿部満吉君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） 今の国有財産購入費の2万円の件でございますが、これにつきましてお  
話しさせていただきたいと思います。

これにつきましては、今環境のほうで問題になっています胴腹滝周辺の関係で、今あそこは山形県の  
里山保全地域の指定を昭和14年に受けておりますが、その一番シンボリックな胴腹滝のところが国有地  
であります。それで、面積的にはまだ測量を完全にしておりませんので、把握されておりましたが、  
1,138平米くらいあそこ国土調査事業終わっていますので、その図面を持って測量といいますか、概算  
をしてみますと、そのぐらいの面積があるようでございます。その中で、地目、山林でございますが、  
この部分が山形財務局のほうからファクスが入りまして、町で購入していただけませんかというふうな  
内容のファクスでありました。調べてみますと、この土地は今お話ししたように胴腹滝の滝が2本あり  
ますけれども、その滝が出ている場所でございます、滝そのものがその土地が出ているところでござ  
いますので、この部分につきましては購入すべきではないかなと私は思いました。なぜかといいます  
と、昭和14年に里山保全の地域指定するときに、その各地域指定する場所につきましては地権者の同意  
を得て、そこは開発しませんよという同意を得て指定するわけでございますので、国につきましてもそ  
こにつきましては同意をお願いしたいなということで、実はその当時の担当はお願いをしたそうです。  
同意を上げますけれども、ここのところは処分対象地ですので、処分対象予定地ですので、町で購入し  
ていただけませんかという要請がその時点でもあったようでございます。ただ、その当時は国のままで  
いいのではないかという判断のもとで購入をしなかったということを決めてお話をしたところ、財務局  
からは隣接地権者にその土地を求めるように働きかけをしていただけませんかというところまでいった  
そうでございます。町の職員は、そのところ隣接者に購入する意思があるかどうか確認をしてやった  
ということでしたが、その方につきましては、やはりそういうものは私が求めるべきものではないので  
ということでお断りされたということでございました。そういう経過からそのままに推移されていまし  
たが、まだ吉出山の問題が出た関係から、多分財務局はそういう情報を新聞等いろいろな情報から仕入  
れて、また再度町で購入しませんかという働きかけがあったのではないかなと思ったものですから、町  
長とも相談をしまして、買う方向で検討したいということで、こういう今の段階でその予算を上げたこ  
ろでございます。

ちなみに、まだ面積確定しておりませんので、2万円ほどの予定しておりませんが、向こうからは1  
万円程度だという話をされております。ですから、面積を確定してすれば、2万円必要ないかもわかり  
ませんが、やはり予算ですので、少し多目にとらせていただいております。

また、使用料のところあるのですが、実はそのほかに周辺、町で使用しているという観点から、  
2,000円ほど使用料をいただきたいという形もあるようです。それから、ここの土地につきましては、  
測量をして面積確定して地番もつけなければならない作業が出てきますので、そういう観点から測量  
委託も必要だということで、その辺につきましては3万円ほど測量委託のほうに上げておりますので、そ

という観点で5万円程度で購入できるのではないかなというふうに思っていますので、この内容につきましてご理解をいただければと思います。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 伊藤課長、今の答弁の中で里山保全のくだりの話ありました。昭和14年というふうに聞こえたのですけれども、その辺。

伊藤地域生活課長

地域生活課長（伊藤 孝君） 昭和でなくて平成14年です。済みません。間違えました。

委員長（阿部満吉君） 9番、三浦正良委員。

9番（三浦正良君） 本当にこの胴腹の滝周辺が遊佐町の所有になるということは、非常にうれしいことだなというふうにして思います。

例えば鳥海山の山頂が遊佐町の所有のように、胴腹の滝周辺も鳥海山のシンボルの一つでもあります。そういう意味で、本当にすばらしい宝物を町で買ったというよりも、いただいたというような表現のほうが適切なのかもしれませんけれども、そういうふうにして預かり、いただくということは本当にありがたいことだなというふうにして思います。

それと同時に、その維持管理というものをまたしっかりやらなければならないというような責務も負うわけなのですけれども、その辺のところをまず町長から所見をお伺いをしたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 時田町長。

町長（時田博機君） かつて胴腹の地域、また上部については、ナショナルトラストも考えようではないかという前の町長が話しておったことあったと思いますけれども、まさに町のシンボルを町がしっかりと管理をして、そしてきれいに発信していくという、一番シンボリックなものを国から払い下げていただく機会を得たと思っております。

これまでは、外部に管理等やっぱり委託していたと伺っておりますけれども、これまでのあり方等検証しながらしっかりと町として、町民の財産として管理していきたいと思っております。大変ありがたいことだと思っております。

委員長（阿部満吉君） 9番、三浦正良委員。

9番（三浦正良君） それから、その上部に秋田県の業者が前に持っておって、それで秋田県の信用協会ですか、そういう関係の……

（「保証……」の声あり）

9番（三浦正良君） 保証協会ですか、そここのところで担保にとっている土地がたしか遊佐町で買わないかとか何とかというような話も前にはあったようなのですけれども、その動きはどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） このことにつきましては、その内容について今すべて把握はしておりますが、私の知っている範囲内のことでございますが、一応あの段階ではある程度の価格に設定すれば町としても検討することも考えてもいいのではないかとこのところまではいったと思っておりますけれども、いかんせん土地の、相手のほかといいますか、そういう部分が莫大な金額でありましたので、そ

の部分につきましては用地交渉に入れるような状況ではなかったのではないかなど私は思っておりますので、今現在それがどうなっているかにつきましては、私これから調べてみないとわからない状況ですが、あのままその後は何の働きもなかったのかなと思います。

ただ、今後町としてあの地域につきましては、環境を保全していくという観点から、時価相場で買えるものであるとすれば、やはり町として環境を保全する意味からも検討すべきかなとは思いますが、積極的にあの土地を町として求めていくというものではないのではないかなというふうに思っておりますが、その辺は私の個人的な考え方ですので、町長のほうから答弁をいただけたと思います。

委員長（阿部満吉君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 示された価格がどこからどういう根拠で出たのかというのは、町としてはまだ調べていないというか、向こうからも示されていないということが第1点あります。

時価というのはですか、時価から見れば2倍以上に高い金額を示されているという現状が、これが果たして町民の皆さんから町有財産として買っていいものなのかという了解、やっぱり普通の売買で納得できるような単価であれば、それは町としては、300メートルという網からも外れているところも多少あるわけです。一部は、自然公園のあの里山保護区域の300メートルまで入っている。だけれども、外れているわけですから、あの懐ノ内の地域については、価格等の問題等これが正常なというか、普通な値段であれば、それはトラストという形での購入という形、またどこかの団体が買いたいというものの支援等はできると思うのですけれども、町が直接買って、それも倍以上の値段ではなかなか買えるということに町民の皆さんの理解はもらえないということが一番最大のネックだと思っております。

委員長（阿部満吉君） 9番、三浦正良委員。

9 番（三浦正良君） 前に話があった後から進んでいないというようなことだなというふうにして思われます。

相手もあることです。しかし、町にとっても今胸腹の滝周辺を買ったといいますか、いただいたというような感じになっているわけで、あの辺のところもいろいろな形でこれから保存をしていかなければならないということは、間違いはないことだと思われます。ぜひあの辺も時勢価格といいますか、そういうようなことも踏まえながら、できるものであれば、町民の納得していくような形の中で値段的なことも含めて、ぜひできれば町のほうあるいは町の関係団体で買えるものであれば、それにこしたことはないのかなというふうにして思います。これでこの項は終わりたいと思います。

次に、教育委員会のほうにお伺いをしたいと思います。先ほど中学校費のことで、16ページです。学校管理費のことでエレベーターとその設計料の委託のことで話がありました。その件については、先ほどの説明で理解をさせていただきました。それで、今回このエレベーターをつけるというようなことになった1つの中に、来年度入ってくる生徒の必要性もあるというような話のようであります。その辺のところの学校としての受け入れ、あるいは教育委員会としての受け入れといいますか、そういうことでお伺いをしたいと思いますのですけれども、ぜひ子供たちが新しく入ってくる子供たちを素直にということで、受け入れるような方法でしていただきたいなというふうにして思います。先ほどからノーマライゼーションの話が出ておりました。ぜひノーマライゼーションの学校経営、あるいはノーマライゼーションの社会の中で子供たちが生きていく、そういう実生活をしていくというようなことの、これが

いい1つの入り口になるのではないかなというふうにして思われます。先ほどの設備の件についてと同時に、その学校での受け入れ、あるいは子供たち、生徒の受け入れ体制といいますか、そういうものもこれから大切なことではないかなと思ひまして、その辺のところをどのようになられているのかお伺いをしたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） お答えします。

この前の土日、ツーデーマーチ、天気にも恵まれて行われました。40キロから各種コースあったわけですが、1キロのコースではありましたが、車いすの方と体に障害のある皆さんも、特に少年議会初め遊佐高生、マスコミにも取り上げておりましたけれども、もちろんほかのボランティアの方々の応援もいただきながら、手を挙げて喜んでゴールインする姿を何人か拝見することができました。したがって、今度入学する子供、肢体不自由に限らず知的障害、情緒障害いろいろございます。特に平成19年度に文科省で特別支援教育を立ち上げましてからもう4年目に入りまして、学校の先生方の研修等も進んでおりますし、いろんな財政面でもバックアップをしてきました。まだまだPTAとか地域の皆さんへの理解の浸透というのは、これから課題があると思いますけれども、要はその子供たちを例えばエレベーター、もちろん大きな金額かかるわけですが、そういう姿を本人、親御さんはもちろんうれしいわけですが、周りの子供たちも、そういう子供たちも一緒に共に育っていくのだという、やっぱりそういう教育をこれを機会に、今までも知的障害、情緒障害等ありまして、中には朝会で集まった、小学校ですと、大きな声で騒いだりする子供いるわけですが、小学生1年生、2年生なり、最初はびっくりするのですけれども、ああ、やっぱりそういう友達もいて一緒に勉強して一緒に育っているのだな。ああいう子供たちの生活の力、勉強の力というのは、力を入れれば入れるほど伸びていく姿がはっきり見えますので、そういう子供たちも本人、家族はもちろんですが、一緒に学んでいる友達、同級生が、全校の生徒も育っていくのだと、まずそういう視点で大事にしたいと思います。

あと、特別支援学級設置に向け、今小学校では肢体不自由支援学級で学んでおりますけれども、これは県の認可がないと指定にならないものですから、また中学校に行く段階で新規の申請になりますので、今その手続進めております。感触としては8割、9割方は特別支援学級として認可になるだろうと。当然担任の先生も1名いただけるわけです。その子は、知的には普通のクラスで勉強できる能力ございますので、そういう肢体不自由学級で個別に担任の先生とマンツーマンでする授業と、普通の学級は学級と一緒に交流して学習する場面と、その辺は子供の実態と教科の、また小学校と教科の中身は違いますので、勘案して学校で教育課程編成するわけですが、そういうことでもエレベーター設置に向けまして皆さんからも一定のご理解をいただいているのかなと思っております。

ただ、1人教員をつけるということは、県のほうでも大きな予算をつけることになりますので、確定ではございませんので、これから働きかけを一層強固にしていきながら、多分設置していいですよと許可が出るのが年明けて1月、2月になると思いますので、またその段階で中学校の校長等とも相談しながら、支援が要るのか要らないのか、親学級との交流、あるいは知的障害、情緒障害等の学級もありますので、今度知的、情緒、肢体不自由と3学級できるわけです。それとの交流も含めまして、ソフト面

でもいろいろ研究していきたいと思っております。子供たちも一緒にノーマライゼーションという考え方で育っていく、そういういい機会にしていきたいと思っています。

委員長（阿部満吉君） 9 番、三浦正良委員。

9 番（三浦正良君） ぜひ子供たちにも、あるいは生徒の皆さんにも、それぞれ一人一人の個性が違ふということの現実をお互いが認め合う、そして支え合う、そして総合扶助の社会だというような、あるいは学校だというような、そういう思いをしっかりと育てていただければありがたいなというふうにして思いまして、私の質疑を終わりたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 先ほど答弁漏れがございましたので、答弁いたさせます。

伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） みどり環境税の関係で、歳入が落ちておりますけれども、その関係につきましてですが、みどり環境税の部分につきましては、産業課サイドで行っています事業と、それから特別枠で行う事業がありますが、その事業が事業費確定しました、当初。その部分で、特別枠につきましては24万円ほどしか確定しておりませんので、それ以外の予算措置しておりましたので、今回全部減額をするという形です。

24万円につきましては、環境関係の勉強会といいますか、研修の事業を展開するということで24万円残しておりますが、それ以外につきましては、今回12ページに4款1項3目の部分で報償費7万7,000円、それから需用費の中の消耗品4万3,000円、印刷製本費3万7,000円、それから委託料、先ほどの胴腹淹の測量委託を除きまして、それを3万円ほどお願いしておりますので、差額67万6,000円ほど落とすこととなりますが、これにつきましては70万6,000円は三角になるという形でありますし、14の13万円の減額につきましては、今のみどり環境税の分については10万円ほどマイナスになりますし、原材料16につきましては、10万円減をするという内容で事業費を落としましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

委員長（阿部満吉君） これで9番、三浦正良委員の質問は終了いたします。

7番、高橋冠治委員。

7 番（高橋冠治君） 私からも質問させていただきます。

それでは、13ページの農業振興費、山形県の経営体育成交付金549万3,000円、このご説明をお願いします。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） お答えします。

これにつきましては、県の事業の中で行っている中でありますけれども、初めにこの内訳と申しまして新規就農者に対する早期安定を図るためということで、農業機械等施設整備に対する初期投資の軽減を図るために支援をするという形になっております。その方につきましては、2人以上希望されておまして、現在申請があったということです。

その内訳を申し上げますと、1人の方がパブリカ栽培を行うためにパイプハウス2棟を設置すると。もう一人の方がバラの栽培をしたいという形で、パイプハウス3棟と花卉施設という形で、総合計750

万円の事業費を盛っております。これに対して2分の1補助がありますので、375万円が補助申請になったと。それからもう一つが農業経営の現在行っている方に対して、金融機関からの融資を活用しながら農業機械とかそういう整備をしたいという申請になった方であります。これにつきましては最大で、先ほどにつきましては、新規就農者につきましては、一方が50万円以上で2分の1の補助ですよという形になっております。これがその次に、先ほど言った融資型という形で今申請になった方が1人おります。この方につきましては、現在農業経営を行っている方で、トラクター1台購入したいという形で、581万円の事業費に対して3分の1補助になっております。それが約174万3,000円という形で補助事業費になります。合計いたしまして、549万3,000円という形で今回支出の予算をとったという形です。

委員長（阿部満吉君） 7番、高橋冠治委員。

7番（高橋冠治君） 経営体の育成です。

新規2名ほどいて、パブリカ、それからバラの栽培ということで、なかなか遊佐町でバラの栽培というのは珍しいのかなというふうに思っておりますが、この2人は新規に農業やるということであります。目的として、やはり新規にやる場合はいろんな経費等もかかりますので、それを補助するということは当然でありますし、今までこのような、このたぐいのような補助はいろいろ農協も含めてやってきました。

もう一つのトラクターを購入したということですが、今までこういうトラクターの補助制度というのは、農業委員会の中でも土地の面積だとか、いろんな集約がありまして、なかなか今までトラクターの補助というのは行われてこなかったのが現実です。久々にこのトラクターの補助があったというので、私もえっと思ったのですが、この補助というのは今回の補助された方の補助対象のその要綱に合えば今後ともその補助対象になるのか、その辺伺います。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） これにつきましては、平成21年度の段階では地域担い手経営基盤強化総合対策実施実験事業という名称になっておりましたが、今年度経営体育成整備支援事業という形で名称が変わりまして、その事業になったわけです。

先ほど申し上げましたが、新規就農者の補助事業と、もう一人の方が融資主体型補助事業という形で事業分かれております。

その事業の中身といたしまして先ほど申し上げましたが、新たに営農を開始する認定農業者という形の方が先ほど、その方が機械整備を行う場合に2分の1を補助しますよと。上限が400万円という形になっています。それから、もう一つが融資主体型補助という形で、認定農業者並びにここがありますが、経営体育成整備事業支援事業という形のものは22年、23年、24年という形で3年計画マスタープランを組んだ方という形になっております。その方は、どういうふうにして選定したのかと申し上げますと、生産組合長さんを通しチラシ等を配布しながら説明会を行いました。その中で、希望なさった方という形で今回3人の方計画書を作成して、町に出てきたという形になっております。融資型の主体事業という形の事業につきましてはトラクター、コンバイン、それからパイプハウス、田植機、乾燥機等が該当するわけですが、最終的に申し上げますと、集落営農に入っている方はだめですよという形にな

っているようです。それから、その人以外の方、以外というか、その中へ入っていない方というかがその中で認定農業者である方という形にある程度要綱の中で決まっているようなので、ですので、全員が全員該当するというわけにはなっていないというふうに思います。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 7 番、高橋冠治委員。

7 番（高橋冠治君） その採択要件の中に、集落営農に入っていない方という採択要綱があります。

多分その入っていない方は、かなり経営規模も大きいために入らないのかなというふうに思っておりますが、この22年から22、23、4とあります。3年間のその事業だということではありますが、これ、では22年、初年度であります、そのような採択に合った人があれば、23、24とこれからも予算の範囲の中で継続してもう2年継続するのか、採択の人が多ければその予算の手当は膨らんでいくのか、その辺もお聞きします。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 申し上げます。

マスタープランというのは、3年の計画という形で県の承認を受けている形になっておりますので、実際新規に23、24年に出てきたとしても、そのマスタープランに載っていない方はだめだという形になっているそうです。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 7 番、高橋冠治委員。

7 番（高橋冠治君） それでは、ことし1年限りというふうにとらえてもいいわけですね。

あと、これから3年間のマスタープランを立てようにも、もう2年しかないということなのであります、実質的に今回限りというふうな認識でいいのでしょうか。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 今申し上げましたとおり、3年間という形でマスタープラン本人が3カ年の事業をどのように自分が経営改善持っていくかということの経営計画を立てることが第1条件になっておりまして、実際新規に就農された方が今言ったようにパプリカとか、その他バラ栽培とかという形でこれから3カ年どのように生産向上していくかということのプランを立てた方についてのみ申請を受け付けしまして、県のほうに出しているという形です。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 7 番、高橋冠治委員。

7 番（高橋冠治君） 3年計画を立てなさいというのなら、22年から始まって24年で3年なので、23年に3年計画を立てても25年になりますので、この事業範囲の中から出てしまうので、実際的には今回のこの事業がこれで終わりでしょうというふうに私はお聞きしたのですが、どうなのでしょう。

委員長（阿部満吉君） 7 番、高橋冠治委員の答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分）

休

憩

委員長（阿部満吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時）

委員長（阿部満吉君） 直ちに審査に入ります。

7 番、高橋冠治委員への答弁を保留しておりますので、答弁いただきます。

小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） では、先ほどの経営体育成支援事業の関係でお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、募集等行うという形でことしの 2 月にある程度国の P R 的なもののパンフレット来た段階で説明会をし、希望ある方という形で農協さんを通して、先ほど言った生産組合長もそうなのですが、新規就農者になっている方、それから集落営農に入っていない認定農業者、これについては農協さんの方で把握しているという方と、それからオペレーター組合になっている代表者の方のほうにご連絡を申し上げ、3 月 2 日の方に説明会を開催したという形であります。それに基づきまして、3 カ年の 22 から 24 という形で計画をつくるという形で説明会申し上げ、22 年で実施する方、23 年から実施する方、24 年から実施する方という形の中の説明をし、募集しましたところ、8 名の方が自分は新規の就農の補助金を受けますよと。それから、融資主体型の補助金を受けますよという方は、新規の方が 3 名、融資型の方が 5 名の方申し込みいただいております。その方で、新規の場合が 22 年から申し込みなさった方が今回出ました 2 人の方、それからもう一人の方が 24 年から実施しますよという方が 1 人という形になっております。それから、融資型につきましては、今回申請なさった方 1 人、22 年からであります。23 年から 3 年間の計画をつくった方が 2 名、それから 25 年から 26 年まで計画つくったのは 2 人という形で 5 名、総計 8 名になっております。

その中で、先ほどもご質問ありましたけれども、22 年から 24 年の中で 3 カ年計画の中で申し込みしなかった人はどうなるのかという話ありましたけれども、実際国のほうで当初の 2 月の段階で説明会あった段階では、3 年分をまとめて募集してするものですから、追加募集はしませんよという話があったということを聞いております。ただ、今の段階で予算的に国のほうであれば追加募集あるのではないかというお話を聞いております。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 7 番、高橋冠治委員。

7 番（高橋冠治君） 確認したかったのは今の説明なのです。

国で言えば、その 3 年計画を 22 年で出した人が該当だと。では、その 24 年まである計画の中で新たにいや、私も実はやりたかった、そういう人のフォロー的なものがないのかなというふうに思って質問したわけなのですが、前に担い手育成の事業でトラクターの 3 分の 1 事業とかは前にもあったはずだと私も記憶があるのですが、あのときはいろんなかなりの人数が申し込みをしたと私は思っておりますが、今回その 1 名ということで、農協がその集落営農に入っていない、でも認定農家だったという人を把握して、一人一人にお声をかけたのか、ただ流したのか、その辺がちょっとわからないので、それをはっきり聞いていれば、これはなかなか今こういうトラクターの補助事業ないので、特にそういう方は

あと思ったのに違いないのかなというふうに思っていますが、農協サイドの対応は、そしてその集落営農に入っていないが認定農業者だという人はもしわかれば何人なのか、その辺わかりますか。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 今ご質問あった集落営農に入っていない認定農業者ということで、農協さんの方をお願いしたという形になっていますが、人数把握してありませんので、後でご報告申し上げます。

ただ、チラシ的に通知を差し上げたという話は聞いておりますが、その辺がどこら辺までPRになったのかということはまだ把握はしていません。

委員長（阿部満吉君） 7番、高橋冠治委員。

7番（高橋冠治君） 先ほどの答弁の中で、追加があれば予算計上もなるかもしれないという話は、その辺はこれから我々も、いや、そういう話がありますよといったときに、いや、問い合わせてみたらやっぱり終わっていたのだと言われると困りますので、その辺の確認をもう一度お願いします。

委員長（阿部満吉君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） これは、県のほうで話ししているだけであって、お金の出どころというのは国のほうになっていますので、実際それが集計的に現在なるのかどうかというのは、まだはっきり決まっています。

委員長（阿部満吉君） 7番、高橋冠治委員。

7番（高橋冠治君） 確認して、後で教えていただければありがたいと思います。この項はこれで終わりたいと思います。

次に、15ページ、道路新設改良費の17節の公有財産の購入費ということで、ここ20万円用地取得とありますが、このご説明をお願いします。

委員長（阿部満吉君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） 答えいたします。

この公有財産購入費の20万円の用地取得費でございますが、これは今現在進めております町道の大楯北線ですが、歩道設置工事、それと並行して防護さく設置工事もやるということですが、それに伴いまして歩道設置工事につきましては、予定どおり買収をしておりますけれども、防雪さくの設置につきまして、歩道の用地でやろうとしているわけでございますが、のり面発生しておりますので、その部分で構築物をつくろうという考え方ですが、それでもちょっとできない部分がありますので、140平米ほど追加買収が必要だということで、その用地費の取得費でございます。

ちなみに、田については、歩道と同じ価格で平米当たり2,000円、畑につきましては平米当たり1,000円という価格で地権者をお願いする予定であります。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 7番、高橋冠治委員。

7番（高橋冠治君） 中学校に向かう歩道の防雪さくということであります。

20万円、140平米で平米当たり田んぼの部分が2,000円、それから畑の部分が1,000円ということで。簡単にしますと、1反歩200万円と、これが田んぼで、反当たり100万円が畑というふうになり

ます。この値段というのは、工事当たる際に際して町のその取り決めというか、そういう値段表に沿っての値段なのか、その辺はどのような形でこの値段なのか教えていただきたいと。

委員長（阿部満吉君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） これにつきましては、公共用地の用地買収の価格の積算をしておりますが、これにつきましても隣接の売買価格がある程度参考になろうかと思います。

なお、農地を農地と取得する価格につきましては、もう少し下がる予定、内容でございますけれども、公共用地としてそれなりに農用地として買収する観点から、少し高目に設定され、計算上設定されたのではないかなというふうに思います。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 7 番、高橋冠治委員。

7 番（高橋冠治君） 開校以来あそこに歩道というのはずっと要望が出ていました。やっとできるということで、父兄も、周りの人たちも、そして利用する学校生徒も本当に待ち焦がれているのかなというふうに思っています。

ただ、前に私も言ったときがあるのですが、当然あその交通量が多くなる、自転車含め、徒歩含め。あそこ丁字路になります。今は、その遊佐保育園の十字路に信号がありますけれども、どうしても交通量が多くなって子供たちの安全を考えれば、その丁字路のほうへの信号という設置を前私言った覚えがありますが、それは学校関係は教育委員会なのですから、整地のほうは地域生活課になるのかどこになるのかわかりませんが、もしその関係でわかる人がいれば答弁いただきたいと思いますが、我々の所管以外のところでわかり……

（「総務」の声あり）

7 番（高橋冠治君） 総務ですか。では、結構です。

では、今回の場合わかりました。とにかくしっかりした歩道をつけていただきたいと、そんなふうに思っています。

次に、専決で町体の設備工事費がおくれて支払われたということがありますが、このほかに遅延して代金を支払ったというのではないのでしょうかというお尋ねですが、どこかの課がありますか。

委員長（阿部満吉君） 質問先を特定いただけますか。

7 番（高橋冠治君） 地域生活課、その辺はありませんか。

委員長（阿部満吉君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） このことにつきましてですが、最初におわびを申し上げたいと思いますが、3月31日まで支払われなかった経緯がありまして、それにつきましては5月の出納閉鎖までにはお支払いをいたしました。支払い遅延の状況は事実あります。

これにつきましても、私のほうで実は私も就任してからまだあれだったので、4月の段階で一応確認をして、未払いがないかどうかを一応確認したところですが、その段階ではなかったというふうに報告いただいておりますが、5月になってから除雪の集落区にお願いしております協力金でございますが、その分が一括してまだ未払いであったということが区長さんからのお話がありまして、調べた結果ありましたので、それにつきましては28日の段階だったと思いますが、5月28日だったと思います

が、現金を持参して配付をしたという経緯はございます。いろいろそのほかにも少しあったのでしたけれども、一応私のほうで未払いがないか町内の業者、建設業者ですが、それに問い合わせをして、未払いの分があれば請求をしていただきたいということをお願いをしまして、その辺についても何件か支払いした経緯はあります。

ちなみに、除雪協力費については59件だったと思うのですが、その分がちょっと未払いありまして、それは後日5月中にお支払いをしたと。それで、出納閉鎖期間内に一応支払いは済ませたという経緯でありまして、大変申しわけなく思っております。今現在は、それなりに四半期ごとにいろいろチェックをしながら支払いをするということで、支払い遅延がないかをチェックする体制をとっておりますが、そういう形で今事務の遅延がないよう、支払い遅延がないように努力をいたしているところです。

以上であります。

委員長（阿部満吉君） 7番、高橋冠治委員。

7番（高橋冠治君） この除雪の協力費というのは、これ地域のボランティアの上に立ったその事業であります。たしか1万円か1万5,000円だったと思います。

一冬一生懸命毎日やって、やっと油代になるかならないかのお金を遅延するというのは人の厚意、ボランティアの上で成り立っているこういう事業に対しては非常に、業者の支払いがおくれていいとは言いませんが、やはり町民に対して非常に申しわけなく思うところです。とにかくこういうものに対しては、しっかりした指導と、それから確認をしていただきたいと。前にも月光川の草刈りの委託料が払われなかったという話もありました。やはりしっかりしたチェック体制を持ていただきたいと。一般質問でヒューマンエラーという話もありましたので、この辺をしっかり肝に銘じて、これからないようにしていただきたいと、そんなふうに思っております。

最後に、16ページの小学校の改築費、13節委託料となっておりますが、これの説明をお願いします。

委員長（阿部満吉君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 委託料132万円、設計管理委託料ということでございましたけれども、これは高瀬小学校のグラウンド整備をする設計をお願いをする経費として計上をしております。

現状を申しますと、高瀬小学校のグラウンド、風が強くてグラウンドの土ぼこりがプールに入ることによってございます。そのプールに入ると、小学校の子供たちがプールを使用するときにその土ぼこりがプールにたまっており、あるいは浮いているというような状況で、非常に健康的にも心配をされるというような状況で今利用しているということで、中に時折プールの水を全部抜いたり、あるいは一部抜いたりしてその対応をして苦慮している状況でございますので、何とかその土ぼこりが上がらないような形の方策はとれないだろうかということで、そのグラウンドの状態を変えるというようなことで計画をしまして、その設計の委託料でございます。

委員長（阿部満吉君） 7番、高橋冠治委員。

7番（高橋冠治君） 遊佐で暮らす人からいえば、風が強くて土ぼこりが上がるというのは、当然なのかなというふうに思っています。

高瀬小学校をつくる際に、旧のグラウンドに建ててしまいましたので、そのグラウンドがまた北側にできたということで、当然グラウンドをつくる時に風の影響、砂ぼこりの影響、それから奥にプールをつくった場合の土ぼこりがプールにいかに関与するかというのは、少し考えればわかるのではないかなというふうに、我々この風の強いところが暮らしている人はわかります。ただ、設計した人が東京の人ならわかりませんが、それなりにこの辺の気象を調べながらやるというのが設計する人の責任だと思うし、それが当たり前だと思うのですが、なぜいつも何か事が起こったときに設計し直してまた対処するのか、これに意外と学校もそうですし、いろんな部分あります。特にこの風の強いというのはわかっていて、北西には土の壁なりをつくった。それから、木の植栽もするのだというふうに話していただきましたが、やはり当然何もなかったら始めるので、その砂ぼこり対策というのは、そもそも初めからやっておくべきなものかなというふうに思っていますが、その辺なぜできなかったのか伺います。

委員長（阿部満吉君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 高瀬小学校の建築に当たりましては、建築検討委員会というものがある、その中で検討された事項かと思えます。

風が強い、あるいはグラウンドが北側になるというようなことで、その風のこともについても検討課題に上がったのではないかと思います。そういう経過を踏まえて、盛り土というような形でその対策ということもされたのではないかなというふうにして推測するのでありますけれども、自然のその風の強さについて十分それが効果的にならなかった面もあったということでございます。当初からその設計できちんとそういうことも予測をしながら設計をするということも当然必要だったかとは思いますが、現状としてなかなかそれに抗し切れなかったというような状況を招いたというふうにして思っております。

委員長（阿部満吉君） 7 番、高橋冠治委員。

7 番（高橋冠治君） どうもその辺が設計に配慮が足りないというふうに私いつも見えています。

後から何とかして予算をつけてやればいいのかというような思いでやっているわけではないのですが、結果的にそうなっているのです、結果的に。ですから、設計する前、物事を起こす前に地域事情をしっかりと把握してやっぱりやるのが一番大事なのかなというふうに思っています。今さら何ともならない、北側にできたので、これからしっかりした対策をして、子供たちが砂ぼこりの間で走るようなことがないようにしっかりした対策をしていただきたいと。

プールに砂ぼこりが入ると。前回臨時議会の中で、課長にその蕨岡小学校の東側はめくら板で覆われていて、西側、北側は格子の囲いだ。なぜそうなったのですかと。風の関係なのですかと私お聞きして、後でいいですからお答え願いますと言ったはずですが、蕨岡小学校は東の風の対策のそのためにしているのか、あれはどうでした。

委員長（阿部満吉君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 蕨岡小学校のプールの関係につきましては、あそこで小中学生がプールを利用する際に、通行する人から直接に見えるというようなことで、どうも目隠しというようなことでの対策ということでつくられたというふうにして伺っております。

そういう状況でございました。

委員長（阿部満吉君） 7 番、高橋冠治委員。

7 番（高橋冠治君） 答弁ありがとうございます。

目隠し。今般いろんな諸般の事情があって、子供たちの泳いでいる元気な姿を見えたほうがいいのかという話いろいろありました。ちなみに、鳴子小学校は屋内プールでした。それも、物議も醸しておりましたが、どれがいいのか私はわかりませんが、目隠しということでしたと。教育長、その辺はどう思っておりますか。

委員長（阿部満吉君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） お答えします。

一般質問でも校内外の子供たちの安全、安心な学校というご質問がございました。やはり目隠しをしないと、見に来る……見に来るのか、のぞきに来る、そういう方が出るのです。ですから、酒田市内の小学校も塀で、フェンスで囲ったり、あれ植栽して見えないようにするとか、そういうことでどの学校も対応しております。したがって、通行人からはどの学校のプールも泳いでいる姿は見えないと。どうしても子供たちが元気に泳いでいる姿を見たい方は、学校開放しておりますので、職員室に断つてうちの孫あるいは近所のあれだけでも、ぜひ体育の授業を参観させてくれと、そういうことでは見ることができると思います。決して見て悪いということではなくて、やっぱりそういう心持ちになる方も世の中にはいらっしゃるということの配慮でございます。

委員長（阿部満吉君） 7 番、高橋冠治委員。

7 番（高橋冠治君） 十分わかりました。

これで終わります。

委員長（阿部満吉君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 高瀬小学校のグラウンドというのですか、私は実は就任してすぐ地区の町政座談会、高瀬地区にお邪魔したとき、グラウンド何とかしてくださいと昨年言われまして、そして運動会行ったら、本当に状態が非常にグラウンド状態悪かったというのは記憶しております。ことしも、またやっぱり何とかできないのでしょうかという形言われました。じっくり考えてみますと、高瀬小学校と蕨岡小学校は同じ設計士さんで、全く芝生も張っていない、そして土のグラウンドという形です。稲川小学校と吹浦小学校は同じ設計士さんで、真ん中に芝生があってグリーンサンドですか、そんな形になっています。やっぱり高瀬地区の皆さんから見れば、まだまだ自分のほうの学校整備は完成したわけでない、そんな形の中で、思い入れの中で今議会中にまた地区の皆さんもグラウンドの整備について要望、必ず来たいのだというお話も伺っておりましたけれども、振興計画でいけば24年にしかのっけていないのですけれども、何とか1年前倒しできないのだろうかという形を申し入れありました。財政的に許せばという形の中で、今回23年度に向けて振興計画1年前倒すつもりで、地域の皆さんの要望にこたえる形での設計料をお願いしたという形をご理解をいただきたいと思っております。

委員長（阿部満吉君） 答弁漏れがございましたので、答弁いたさせます。

小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 先ほどご質問あった件にお答えして申し上げます。

ご案内、説明会に案内した方も含めて人数申し上げますが、新規就農者という形では12組の方に連絡しておりますし、融資の関係では集落営農に参加していない方、約72名の方にご案内申し上げたという

ことであります。

以上です。

委員長（阿部満吉君） これで7番、高橋冠治委員の質問は終了いたします。

10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 私からも三、四点質問させていただきます。

初めに、10ページの財産管理費、13節の委託料34万8,000円、町有地管理委託料の内訳をお願いいたします。

委員長（阿部満吉君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

34万8,000円につきましては、解体を予定しております会議センター用地の分筆の委託料でございます。

委員長（阿部満吉君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 会議センターの分筆の費用だということで、はい、わかりました。

遊佐町には、公園さまざまありますが、管理はどのように管理しているのか企画課長にお伺いいたします。

委員長（阿部満吉君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

町が設置をしております公園は、それぞれの所管ごとに管理を行っておりまして、ご存じのとおり都市計画によります都市公園、農村公園、児童公園、それぞれの所管課で所管をしているというのが実情でございます。そのほかに、県が指定をします自然公園とか国定公園、これも指定をされておりますが、これは基本的に県が管理をするということになっております。

以上でございます。

委員長（阿部満吉君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 企画課長は宮山坂の公園、ここを最近見たときありますか。

委員長（阿部満吉君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 宮山坂の公園につきましては、特に春は大変桜の美しい場所でございます、いつ行ったかと言われてはっきり日にちは覚えておりませんが、ことしの春にあそこを通ったときにあそこに観光開発公社が管理をいたしますトイレがありますので、あその管理のために寄って見ております。

以上でございます。

委員長（阿部満吉君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） あの宮山坂の公園に沼ありますよね。あの沼、ことしは物すごく暑い夏ですからでしょうか、浮き草が物すごくあの沼一面に生えています。それで、水鳥も棲めないというか、遊べないというか、あれ何とかできないもののでしょうか、どうでしょうか、その辺。

委員長（阿部満吉君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 宮山坂の公園につきましては、町が設置した公園ではなくて、町がさまざまなパンフレットで遊佐町におけるビューポイントということで紹介しておりますけれども、基本的には吉出の皆さん方の共有地にある公園ということになっております。

しかしながら、ちょっと歴史的に見ますというと、あの沼が月光川のかんばい圃場整備の前は、あそこ水利権を持っていた皆さんがそれぞれ管理をしたり、また花見の時期などにおいでいただいて、1つの観光地として、あるいはビューポイントとしてそれぞれ認識されていたということもありましたので、町としてもそれに一緒になって歩道の整備とかしてきた経過がございます。浮き草については、私も認識しておりませんでしたので、ちょっと調べさせていただきたいと思いますが、今回の補正に若干堀委員ご存じだと思いますが、遊歩道のかんばいの杉の木が倒れ込んでおりまして、それについては共有地の皆さん方に撤去をお願いするということではなかなか難しいので、町で撤去する予定で予算計上しておりますので、その範囲内で何か対策がとれば対策をしてみたいというふうに思います。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） あそこの沼は、近年まではコイを飼育していたわけなのですが、今現在は飼育もしていないようです。

ですから、あれだけのやっぱり浮き草ですので、何か除草剤でもかけてもらって、いや、大変なあれ草です、本当に。あんなのは、手でなんか取れません。船でもっていっても、船だって大きい、小さいありますけれども、やはりどのぐらいの量でしょうか、1回見てそれに対応していただければありがたいと思います。この項はこれで終わります。

次に、企画費の8節の報償費300万円の事業協力謝礼について内訳をお願いいたします。

委員長（阿部満吉君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） ご説明いたします。

この今回計上いたしました報償費の300万円についてですが、実は地域おこし協力隊の費用でございます。その概要について最初にお話を申し上げたいと思います。地域おこし協力隊というのは、ことしの4月から制度化されました。これは、主に3大都市圏から過疎地域への定住を促進するという総務省の対策でございますが、いわば若い都会の皆さんを地方に定住をさせて、その中でさまざまな活動を行っていただくというふうなことが大きなねらいでございます。もちろん一番大きなものは定住対策ということでございますので、これがことしの4月から制度化されて、しかも特別交付税で全額負担をしますということになっております。これ、後になってお金が来るのですが、最大350万円まで、これ1人当たり350万円まで負担をするという制度になって進んでおります。これが県の吉村知事の肝いりで、ぜひ山形でもやりたいというふうなことでありまして、急に今の県議会に新たな補助制度としてのせるということになっているようでございます。この計画を先取りいたしまして、ことしの分、これは1年から3カ年定住してもらうということなのですが、気に入っていただければずっと住んでいただきたいということでございまして、私の考え方としては、若い女性の方を3名ほど募集をしたいというふう考えておるところでございます。その分の半年分の経費のうち、いわば給与に相当する部分、これは町

が委嘱するという形に制度上なりますので、謝礼という形になって交付をされると。月額が端数つきですが、16万6,000円で半年分の3人分という計上をしたところでございます。

以上でございます。

委員長（阿部満吉君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 今の説明では、何か女性が3人ということの話でしたが、これは独身でしょうか、それともその辺はどうですか。

委員長（阿部満吉君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） どういう人を呼ぶかということなのですが、これはこちらで決めることができますのだけれども、このポータルサイトがございまして。地域おこし協力隊を全国で募集をしていますので、そこでインターネット上でうちはこういうことをやりたいので、来てくださいというサイトがあるので、そこに登録をして、こちらで面接をして来ていただくということになっておりますが、今のところ私の考え方としては若い女性の方ということで、共同で住まいするというふうなことで考えておるところです。

（「独身かと聞いている」の声あり）

委員長（阿部満吉君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 失礼いたしました。

独身かどうかということについてですが、できれば独身の方がよろしいのですが、多分条件にはできないと思います。

委員長（阿部満吉君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） これは、定住対策ということですが、これは一緒に住ませるのか、どこに定住させるのか。町営住宅とか、それとも民間に住ませるのか、どういう考えでおるのかお聞きいたします。

委員長（阿部満吉君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） それでは、お答えいたします。

今のところの町の考え方です。これは、県も補助要綱がまだ完全に定まっていないので、多少変わるかもしれませんが、町の考え方としては1軒家を借りて、これ町で残りの費用を負担して借りて、そこで部屋をシェアしてもらって共同生活をしていただくというふうなことで考えておりまして、空き家対策にも貢献をしていきたいと。

全国的な例を見ますというと、一番多いところは10名を呼んで、そこでさまざまな活動しながら、たしかあれば町の住宅と県の住宅と一緒に住んでいるというところもございまして、目標定住率というのがあるのですが、40%ぐらいを目標定住率にしてくださいということで言われておりまして、ぜひ定住していただければありがたいというふうに思っているところです。

委員長（阿部満吉君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） この資料、地域おこし協力隊、後でこれ勉強させていただきます。この項はこれで終わります。

11ページの児童福祉総務費の中で、23節に償還金利子及び割引料220万円、保育料の過誤納還付金、これの内訳をお願いいたします。

委員長（阿部満吉君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） お答え申し上げます。

内容的には、この間の全員協議会のときも資料を出ささせていただきましたけれども、内訳的には過去5年までさかのぼりまして新たに過誤納の還付というふうなことで発生をするというふうにごちやうで認定をする、そのような調査結果の中では、世帯数ということになりますと、42世帯、当該の22年度も入っていますけれども、そのうち21年度以前ということになりますと、36世帯というふうなことになります。それで、対象が保育料の第2階層と第3階層のところで、いわゆる世帯の中に障害者がいるといったようなことでの新たな認定になるわけですが、2階層のところでは3歳未満、これらが合計しまして7万2,000円、3歳以上が28万8,000円、3階層のところでは3歳未満が82万3,200円、3歳以上が100万3,200円、合計の218万6,400円というような調査結果の試算になっております。それに基づきまして、予算の計上としましては、ここにございますような220万円ということでございます。

なお、1つの世帯が複数年次にわたってというケースもございますので、先ほどの世帯数のうちの実質の世帯ということになりますと、22年度を含めた場合は25世帯、21年度以前ということでありまして、24世帯というふうなことになります。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 健康福祉課長にお伺いしますが、これはどういういきさつで発覚したのか、その辺はどうですか。

委員長（阿部満吉君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） お答え申し上げます。

これについては、6月末から7月に入りましてということなのですが、前年度の所得が確定していくわけですが、それに伴いまして、保育料が22年度はどのように決定しましたよというふうな通知を保護者のほうに差し上げます。それは、毎年行う実務なわけですが、その通知を差し上げるときに、全員協議会でもお話ししました保育料の徴収基準という、いわゆる別表になっているやつを同封するわけです。その中で、当然のことながらこの保育料の決定に異議がある場合は、税と同じように60日云々かんぬんと、こういったようなこともつけまして差し上げているわけですが、ある保護者の方から私のところはこの別表の中の備考のところにあるように、障害者が世帯の中にいるというふうなことで、該当するのではないかと問い合わせがございました。それに基づきまして、係のほうで改めて内容を精査し、確認しましたところ、問い合わせのとおりでございます。これは世帯の中にそのような方がいるということでありまして、当該の児童あるいは当該の保護者ということでございますので、さらに改めてこれを契機にということに結果的にはなったわけですが、当該年度だけではなく過年度についても調べ直してみたという結果、このような備考にあるような当該世帯に障害児者がおった場合には第2階層、第3階層についてはいった減額になりますよと、このような事務処理が行われていなかった

たということが判明をしまして、これらの調査期間が1月以上かかったというようなことも含めまして、今回の補正で計上しながら皆様方に議決をお願いすると、このような運びになったところでございます。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） ということで、5年前までさかのぼった金額が220万円ということですね。はい、わかりました。

では、5年前までさかのぼって、その前のやつはどうしたのでしょうか。調べてみたのでしょうか。

委員長（阿部満吉君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） これにつきましては、文書の保存年限という、これもまた事務処理規定というのがございまして、こちらのほうは決まりよく文書を廃棄しておりまして、残念ながら資料に基づいた確たるものを確認しての方法がないということでございまして、ここはいわゆるさかのぼって5年というふうな地方自治法上の関係もありますけれども、確たる資料に基づいてということになりますと、5年までさかのぼるということで一定の限界がございました。

以上でございます。

委員長（阿部満吉君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） では、課長にお伺いしますが、220万円に上乗せして利子を払うとか、そういうことは考えておりますか。

委員長（阿部満吉君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） これは、町の顧問弁護士というふうなことでお願いしております方にも相談をしながら、いつて対応策はいろいろ考えたところでございますが、その際もいわゆる利子というふうな部分につきましては、必要がないというようなご指導もいただいております。

したがいまして、当該のいわゆる正式な備考のことに基づいた新たな保育料額との差額、これをお返しさせていただくと、こういうことでございます。

委員長（阿部満吉君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） この件の最後に、再発防止策をどのように考えておるのかお伺いしまして、この件を終わりたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 再発防止策ということでございますが、おとといの最後の一般質問の赤塚議員の危機管理に関する質問のときに、私の直接の所管での一般質問ではなかったのですが、言葉の端々にうっかりミスだとか見落としだとかという言葉が出てくるたびに、ここに座りながら心にぐささと響きながら聞いておりました。

ただ、言い方も、ヒューマンエラーというふうなおっしゃり方がございまして、そちらのほうのおっしゃられ方だと少し心とらぎながら聞いておりましたけれども、再発防止策につきましても、全員協議会の資料の中にいってお示しはしておりますが、実はこのような大変大きな問題でございますので、31日に議員の皆様方にご説明申し上げました直後の9月1日、課の中で臨時の補佐、係長等会議を1時間

ほど開催しまして、この案件を紹介しながら、いわゆる教訓とする、戒めとするというような内容の会議を開きました。その中で、事実経過については割愛しますが、私としては特に強調しましたのは、私ども健康福祉課の仕事は平たく言いますと事業課と違いまして裁量行為というものがほとんどない分野の仕事でございます。法令、条例、規則あるいは要綱、こういうのに基づきまして、それを根拠としながらいわばそれにのっとって粛々と事務処理を行う、こういうのがほぼ100%の事務の内容でございますので、これを教訓としながら節目、節目、折に触れてそのいわゆる決まり事がどのようなことになっているのか。それから、実際今自分がやっている実務の処理の仕方がその決まり事で書いてあるとおりのこととやられているのかどうか、ここを節目、節目でチェックしましょうと。もしそこに乖離があるということであれば、どちらかを是正していかなければならないのだと。書き物のほうも、常に永久に正確だというわけではございませんし、時代の流れとともに改正する必要があれば改正しなければならないですし、ただそのところをとんちやくなしに乖離があるのをそのまま実務のほうを処理していくということになると、交通事故のようなことも当然ございますし、余りに弾力化し過ぎた実務処理をやっているのだとすれば、もう一たん書き物のほうに戻って仕事のやり方を見直さなければならない。しかし、弾力的にやっていることのほうが時代とともにより正しい方向でやっているのだとすれば、これは書き物のほうを今度は改正していくと、こういう作業が当然求められるわけですから、そういうことを改めてお互いに認識し合いながら今後こういうことのないように戒めとしてやっていきたいと思います、こんな会議を持ったところでございます。

そんなことで、今回のことにつきましては、本当に大変遺憾ということでおわび申し上げながら、ぜひ再発防止に向けても全力で取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 保育料の過誤納、多くもらったということです。まさに行政による民法上の不当未得金銭が発生した、それさかのぼれば5年にわたって。だけれども、はっきり何年か確認できずというのは、本当に行政としては極めて町民の皆様に対して申しわけないことだというふうに思っておりますし、少し行政のシステム自体がルーズであったと、そのようなことを感じております。

町民の皆様には深くおわびを申し上げながら、やっぱりシステム上でこのようなことが二度と起きないようなシステムをしっかりと作り上げていかないと、ヒューマンで許される問題ではない、その辺はしっかりと肝に銘じて行政に当たろうと思っています。よろしくお願いします。

委員長（阿部満吉君） これで10番、堀満弥委員の質問は終了いたします。

1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） 一般質問から今回の補正審議聞いておりまして、失敗したっていいじゃない、人間だものという相田みつをの世界をほうふつさせていただいております。しかし、失敗やうっかりミスというのは、与えられた仕事の重要性を認識していないとともに、計画のなさによって生じるものだという事も確かだと思います。それでは、私のほうから補正について2点質問させていただきます。

17ページ、款教育費、項社会教育費、目文化財保護費、節備品購入費、こちらの32万9,000円ほど計上されておりますが、内容についてご説明願います。

委員長（阿部満吉君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） この備品購入費については遺跡、遺物の収納用のスチールラックを購入するのが主な内容でございます。

委員長（阿部満吉君） 1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） これは、多分小山崎遺跡から出土された出土品を収納するためのスチールラックということだと思います。

これ、小山崎遺跡の発掘について、今年度の第7次遊佐町振興計画においては、小山崎遺跡発掘調査費として1,010万円ほど計上されておりますが、たびたびあそこにことしも行って見ているのですけれども、ことしの発掘作業は実施されていないようなのですけれども、発掘計画今年度あるのでしょうか。

委員長（阿部満吉君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 7月29日に小山崎遺跡の国指定に向けての調査指導委員会、今年度立ち上げをしております。これは、国指定に向けてのいろいろな調査あるいは報告書のとりまとめ、そのようなことについて専門的な見地から4名の方々からご指導いただきながら、その国指定に向けての十分な準備をするということが目的でございます。

ことしの調査については、現在のところ調査をしておりません。ただ、昨年度の段階で国指定に向けての調査の必要性といいますか、いつその調査が必要だということがかからなければならないというような事態も考えられましたので、予算計上させていただいたというわけでございますけれども、正確にはこの調査委員会の指導を待って調査のさらにここを国指定に向けて調査すべきであるというようなご意見をいただきながら調査を進めようということと考えておりまして、現段階では今のところどこという具体的な箇所については決まっておりません。

先ほどのスチールラックのお話もありまして、確かに小山崎遺跡の遺物の収納ということでございますけれども、この調査委員会の中でこれまで16次調査されておりますけれども、そのうちの2次、3次、5次、6次、7次が県立博物館の調査主体となって小山崎の調査がされております。それで、この調査委員会の中でその報告書を取りまとめる際に、この県立博物館に所管をしておる遺物についても報告書に含める必要があるのではないかと、こういう指摘がございました。そういう意味合いから、このスチールラックを購入をして、その県立博物館で今300箱ぐらい所蔵しておると。この小山崎の関連でいきますと、300箱ぐらいの所蔵があるということですが、全部持ってくるというわけにもいかないので、そのうちの3分の1程度を持ってきて、その調査報告書に反映をさせるというようなことで今考えておりまして、その収蔵庫の一部にそのスチールラックを設けまして、これからの調査報告書に生かすための遺物をそこに収納をするということでもあります。そういう状況であります。

委員長（阿部満吉君） 1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） これ、小山崎遺跡に関しては、国指定に向けて着々と進んでいるのは確かかと思えます。そして、担当者に聞けば、平成24年度には国の指定いただけるだろうというような話であり

ます。

しかし、その発掘された出土品、県から遊佐町のほうに戻ってきているものもあります。それを主に収蔵、保管しているのは、菅里の旧中学校の歴史史料館の1棟丸々使用しての収蔵、保管されております。けさも、伺って見てまいりました。しかし、国指定になったならば遊佐町の宝とも言えるような柴燈林遺跡、小山崎遺跡から出土したその出土品が極めて収蔵に関しては管理状況が悪い、それを指摘しないではいけないわけです。大切な遊佐町にとっての宝であるのですけれども、いわゆる教室に並べられている。キャビネットケース、そしてクリアケースみたいなものに入れて保管されている。セキュリティがどれだけ確かなかと思っても、ちょっと不安になるような状況です。あそこには、菅里歴史民俗史料館にいらっしゃるお客さんもいらっしゃいますし、一番北側の棟はふらっとの資材置き場であったり、NPO遊佐・鳥海観光協会の資材置き場だったりするわけです。そして、町職員もほかに町のバックヤードとしていわゆる倉庫がわりに使っている棟もあるわけです。さまざまな人たちが出入りする。それにチェックがなされているとも思えない。そして、遊佐町の宝とも言える柴燈林で出土したところの火焰土器、あれレプリカなのでしょう、こういう置き方しているのだったらと言ったら、いや、レプリカではないのだ。本物なのだというわけです。背筋寒くなりました。ああいうふうな保存状況、そして管理状況でいいのかお尋ねいたします。これは、教育長か町長、お願いいたします。

委員長（阿部満吉君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私からお答えします。

今町は計画行政、計画行政と言っていましたので、町が今さわやか21プランの後半を前倒してこれから検討しなければならないと、そのようにこの間議会の皆さんにもお知らせしているはずでございます。今欲しいから今できるという形ではございません。後期の計画等それは考慮に入れていかなければならない、そのように思っているところです。今は、かつては史料館構想とかいっぱい華々しくアドバールーンは上がっていましたけれども、私はやっぱりみんなで議論した中でのそういう形、保存の形がどうあるべきか。また、国指定に向けて、まだなっていないわけで、国指定に向けて今の段階から準備していても何ら遅くはないのではないかと考えております。

セキュリティに申し上げれば、それはパーフェクトではないというのは重々わかっています。けれども、どの施設であっても危機管理とこの間質問もありましたけれども、壊そうと思って入れれば、それは当然入れるという形がなるのでしょうし、その辺は人間社会、心根のいい人を育てようかという、そんな人がいっぱいいる町でありたいなと思っている次第です。

委員長（阿部満吉君） 1番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） あそこに納められている出土品の中には、私に言わせれば銀行の貸金庫にでもしっかりと保管しておかなければいけないような出土品があることを、そしてそれだけ重要な出土品であるということを認識している保管状況ではないと思うわけです。

そして、これ国の指定を受けてから考えればいいのだ。まだ国の指定を受けていないから、今は構想を練る段階でいいのだとはいうものの、早ければ平成24年度には指定されるわけです。そうすると、泥棒をつかまえてから縄をなうようなおくれ、いわゆる風を読めない、流れを読めないような行政運営では、ちょっと私はまずいだろうなと。これ、国の史跡指定なるかならないかは、なってみなければわか

らない話ですけども、平泉みたいな世界遺産確定だと大騒ぎしていたのですけれども、世界遺産に認定されなかったということもあるのですけれども、それよりは、平泉よりは確かなものなのだと思うのです、あの遺跡が国の指定になるということは、国のお金も投じられてあの発掘調査が行われているということは。国は、そういう見込みのないものにはお金を出さない。発掘作業などにはお金を出さないというのが大前提ですので、これは国の指定になるのだということを国もちゃんとわかった上で助成金なり発掘作業費を出しているわけですから。そうすると、やっぱり考え方がちょっと甘い、文化財保護という認識がちょっと足りないと思うのです。

もう一つだけ、これは大変重要なことですけども、もう一つ聞きたいことがありましたので、次に移らせていただきます。16ページ、款は教育費です。項が社会教育費、目が生涯学習推進費、節は施設改良工事費、午前中伊藤委員からも質問ありました。生涯学習センターの自転車小屋を含めたところの西遊佐公民館、吹浦公民館、杉沢分館のさまざまなところの改良工事だと認識しておりますが、各公民館で行われている工事というのは、改良工事というよりも補修工事、ここら辺の言葉で言うといかけ工事なわけです。このいかけ工事、公民館の施設というものに対して補修工事を続けているのですけれども、この公民館どこの公民館も50年から45年ぐらいたっている公民館だと思います。小学校の改築が終わった段階に取り組むべきことは、公民館の改築だという町の予定だったはずですが、しかし、振興計画にものっていないし、どこの公民館の改築とかそういうのものっていないし、そして公民館、ややもすると地域活動センターという名称になるのかもしれませんが、地域活動センターという、決まったわけではないですから、公民館で通させていただきます。公民館の改築に向けていわゆる行政側では検討、議論されているのかお答え願います。

（「所管ですので、町長お答え……」の声あり）

1 番（筒井義昭君） これは公民館なわけですから、教育委員会でも町長でも教育長でも結構です。

委員長（阿部満吉君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 公民館の改修につきましては、さまざまなところで補修をしなければならないという状況になっております。

そしてまた、6月の町政座談会のときにも、数地区からその公民館の改築についてのご質問なり要望が出たところでございます。建てられてから50年というようなところでかなり老朽化をしておって、現状としてはなかなか大変な状況にあるということについては認識をいたしております。それで、平成8年の小学校の改築計画、あるいはその後の平成12年の公民館の改築基本計画というものが出されておりますけれども、インテリジェントスクール構想やあるいはその後の公民館の改築基本計画立てられたわけですけども、そういう経過を踏まえて、さらに今その町づくり協議会と公民館の改革の動きの中で、そういうところも複合的に考えながら対応しなければならない課題だというふうにして認識しております。

委員長（阿部満吉君） 1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） そうですね、この公民館の改築問題というのは、小学校の改築に合わせてインテリジェントスクール構想というのもあって、そして小学校の改築自体もそのインテリジェントスクールを導入したときのことで考えた上で小学校は改築されたわけです。一段落、まだプールとかグラウ

ンドの周りの整備とか小学校の工事、まだ残されておりますけれども、そろそろこの公民館の改築に向けての検討がなされなければいけないはずだと思います。計画行政というのは、そういうことだと思います。

そういう意味で、公民館の改築構想といわゆる小山崎遺跡、先ほど質問しましたけれども、小山崎遺跡の遺跡物を展示する施設の建設構想も含めて、この計画行政という面で町長から答弁いただいて私の質問とさせていただきます。

委員長（阿部満吉君） 時田町長。

町 長（時田博機君） ことしの春の町政座談会やったときに、実は稲川の公民館にお邪魔しましたときに、今の稲川小学校の跡地へ、あそこできたらもう実は公民館は約束していたのだという話がそのとき町政座談会の参加者から、いや、稲川を一番早くつくってくれることになっていたのだと。もう町長と約束していたのだという話が出ましたけれども、町の計画には実はのっていなかったのです。

ですから、今ちょうど過疎計画、先ほど申し上げましたさわやか21プラン、いわゆる10年分の4年、今度ことしで5年目ですか、次の分を含めた形の見直しをやりましょうと。その中には、当然公民館等の問題も出てくるでしょう。また1つは、実は教育委員会から適正な学校のあり方はどのくらいなのだというお話もやっていただくというふうになっています。それしないと、施設はいっぱい建ちました。いっぱい財政的に建てましたけれども、ではその後跡地どうなのでしょうかという形も私は発生すると思います。まさにこれこそ10年先を見通した計画行政でありたいなと思っていますので、議論はいっぱいしていただくと。そして、それが振興計画にのってきたら、当然その次の段階まで進む。昨年に吹浦で校舎のあり方を含めた、では駅はあのままでいいですかという話を地域の皆さんにも区長会にも申し入れをさせていただきました。そんなときには、例えばという形で、例えば小山崎のものを展示する施設と合築はいかがでしょうかみたいな話は、後で議論の中でそういう提案もいただいております。吹浦の地区は、公民館が学校の隣というわけにはなかなかいかないのでしょうし、それぞれの地区ごとにそれぞれの課題を抱えている。逆に言えば、今の遊佐の元町の小学校と遊佐公民館がかなり離れて生涯学習センターと同居しているということも、自体も、地域にとってはではインテリジェントスクールと最初言ったのの形としてこの遊佐地区は、元町地区はどうなのか、そんな議論も議論自体としてまだ行っていないという段階もあります。段階踏んでいかないと、行政が思うからこのとおりになさうという形は、なかなか難しいのだと思う。時間はかかっても、しっかり計画はつくっていきたい、このように思っています。

委員長（阿部満吉君） これで1番、筒井義昭委員の質問は終了いたします。

8番、土門治明委員。

8 番（土門治明君） それでは、先ほども質問ありましたが、重ねてご質問いたします。

10ページの企画の地域おこし協力隊ということで補正予算が組まれております。その中で説明いただきましたので、これで3名女性の方を要望しているというお話がありましたけれども、この中に男性を少し要望することは考えなかったのでしょうか。というのも、遊佐町の中にもやはり婿取りさんが結構おりまして、実際実績として東京のほうからこういうふうな、この事業ではないのですけれども、縁が

あって来てもらっている方も結構おりますので、男性の方も結構可能性としてはあると思いますので、女性に限らず男性の方も考えるということはこれからないでしょうか、この辺をお尋ねをいたします。

委員長（阿部満吉君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） まず最初に、先ほど3人と行った話なのですが、これは3人で6カ月分というふうなことで予算は計上させていただいているのですが、県議会がまだ予算を決定しておりませんので、今のところこの実際の募集の時期がかなり後半にずれ込むのではないかとということが言われております。

基本的には、1年から3年ということになっておりますので、ここの分は来年の3月31日までの分として、例えば1月から配置をするとすれば、予算としては6人分あるという計上になりますので、人数は3人の計上はしておりますが、多少動く可能性があるということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、男女と言いましたのも、これは私の見解ということで女性の方というふうに言っただけでございますので、これから内部で募集に関するさまざまな調整を行った上で決めていきたいというふうに思っております。

ただ、お嬢さんに来てほしいという事業ではないので、これはちょっと条件をつけるのは厳しいかなと。ただ、総務省もそうですし、県もそうなので、都会の若い力をこの地方へ生かしていただいて、もしその地方に住んでもいいという人がいただければ大変ありがたいというふうな、こういう趣旨のもとに行われるわけですので、やっぱり取り組んで必ず成功するということではないかもしれませんが、いろんな意味での波及効果は期待できるのではないかと思います。

以上でございます。

委員長（阿部満吉君） 8番、土門治明委員。

8番（土門治明君） これは、お嬢さんをもらう事業ではないということは、それはわかっております。

ただ、こういうことがきっかけで結婚するということが非常に可能性が高いものですから、女性に限らず男性も、そして予算があれば6人ということでもっとできるだけ呼んでいただければと思います。実際蕨岡のほうにも仕事で酒田のほうに来たとか、それから何かの交流会で来たということで、実際縁があって遊佐町に嬢さん入ったという方も多数おりますので、私はそっこのほうを期待しております。まず、ぜひよろしく願いを申し上げます。この点については終わります。

10ページに管理費の工事請負費として415万8,000円、会議センターの解体ということで出ております。この件についても、この前説明を全協で受けて、大体わかっておりますけれども、文教のほうでどれかしゃべらねばならないかということで、だれもしゃべっていないので、私が時間も迫っておりますので、お聞きをいたします。この前の説明では、町の方針を教えてもらいまして、方針としてはAとBを分筆して有償譲渡する内容で話を進めてまいるという考えをお聞きしました。しかし、このときの全協の私たち委員の意見としては、そのとおりだという意見はなかったように、出なかったと思っております。出たのがやはりちょっとすぐ売るのはどうかという意見が大半、意見が出たのかなと思っておりますし、また委員会のほうでも、即売却しないでリースという形でもう少し考えてみたらどうかとい

う意見があったと聞いておりますが、この全協の意見、そして委員の意見にもこのようにあるものですから、町の考え方が方針としてはこれあるのですけれども、委員の意見についての聞いて、それで少し考え直すとか、考えてみるとか、検討するとか、そういう気持ちもわいているのかなとは思いますが、現在どのような気持ちでおるのかをお聞きしたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

改めて少しご説明をさせていただきますと、この土地については駅前1区のほうから自分の集落のコミュニティ施設として活用したいというお申し出をいただきました。そういったことを受けて町有地等有効活用検討委員会で検討した結果、有効活用を図る上で売却する方向で検討をしてきたというのが経過でございます。そういった中で、なかなか全体的な取得ということについては価格、いわゆる自治会のほうの財政面から困難を伴うというようなことも伝えられてございましたけれども、今年度改めて新たにラパスさんのほうから用地として取得をしたいというようなお申し出もいただきました。そういった面で、自治振興と商業地の商業振興という立場でこの有効利用検討委員会の中で再度有効活用という方向での結論を話し合いをいただいたというところでございます。議員の皆さんからも、いろいろご意見をいただいたところでもあります。例えばいわゆる町の駐車場スペースが現在でも決して万全とは言えない状況であるので、そういった面を考慮できないだろうかということとか、いわゆる物品の保管も含めた有効なそのほかの活用方法が将来的に町として見出せないのかというようなご意見もいただいたところでございます。基本的には、例えば将来的な方向を考えたときに今の状況の中ですぐ売買という形ではなくて、1つの提案としてはその場所について自治会振興の部分については了としながらも、商業振興の部分については、売買という形ではなくて賃貸借という方法もあるのではないかとというようなご提案もいただいたところでもあります。そういった点も含めて、改めて町の町有地有効活用検討委員会並びに課長会議等の中で意見交換をさせていただきたいというふうに考えてございます。現在今までの方向としていただいている考え方としては、やはり自治振興の面含めて、商業振興の面含めてこれらの土地を有効に活用すべきであるというのが町の方向として今現在持っている考え方でございます。

委員長（阿部満吉君） 8番、土門治明委員。

8 番（土門治明君） この町の方針を持って、そして全協の、そして議員の意見をまた踏まえて、また新たに重ねて検討して決めるということです。答弁でございましたよな。

もちろんこの町の方針の中にも公共性、そして商業的、そして町の活性化につながるようなものには優先してやはり売却したいという考え、これは理解できますけれども、もう一度、慎重な考え方もありますので、これの決定までにはもっと慎重にして、そして議員の意見も決定する前にまたこの状況報告とか、そういうものを書面でもよろしいので、出していただければありがたいと思います。

では、この件についてお願いします。

委員長（阿部満吉君） 堀田副町長。

副町長（堀田堅志君） 現在の会議センターのいわゆる処分の考え方については、8月31日の全員協議会で説明を申し上げたところです。

このいわゆる町有地の払い下げ等については、平成18年度ころよりいわゆる遊休地、遊休町有地の処分等の検討がなされてきたというふうな経過がございます。この中で、会議センターについても、先ほど総務課長がお話ししましたように、駅前1区公民館のほうから譲渡の申し出があったというふうなことで、ただ町のほうとしては、その町有地の検討委員会の中でいわゆる処分の価格も提示しながらやってきたと。ただ、相当高額な金額になるものですから、駅前1区のほうでも即いわゆる譲り受けをするというふうな返事が出せなくて、今まで二、三年経過してきたというふうな経過があるのです。今度昨年の4月から駅前1区の区長さんが交代されまして、新しい区長さんのもとでこの話が進められてきたわけですが、やはり大きい集落なものですから、なかなか意見の統一も難しかったようであります。そういうことで、現在の駅前1区のいわゆる資金力からいうと、当初の前の区長さんが申し込んでおったあそこの土地全部の譲り受けは非常に難しいと、できないというふうなことで、いわゆる分割して譲っていただけませんかというふうな結果がお盆ころですかに出たというふうな状況でございます。

それと並行して、隣のラパスさんのほうからいわゆる売り出し、特売日といいますか、そういうときの非常に駐車場が不足しておるということで、あそこの会議センター用地を町で譲渡するというふうな話を聞いておったと思いますが、そういう聞くから、もし駅前1区で買えないときは、自分のほうに譲ってほしいというふうな申し入れがあったというふうなことでございます。どちらも、宙ぶらりんにはしておけないと。いわゆるこの会議センター用地については、処分をするというふうな方針で数年前からきておったというふうな経過から、どちらのほうにももうしばらく検討して返事を出さないでいるというわけにはいかないと判断から、この前全員協議会でお話ししましたように、駅前1区のほうでの要望の面積の残分については、ラパスさんのほうにお譲りをしてもいいのではないかというふうな検討委員会の結論を出したというふうな状況でございます。

委員長（阿部満吉君） 8番、土門治明委員。

8番（土門治明君） 売却するという方針については、大分以前からやはりその方向で考えておったということですか。

今リースとかそういうことは、やはり方向転換はできないというような、話を聞けばできないということで、実際解体してこの町の方針どおりに進めたいというお話でよろしいのです、そういうとらえ方で。わかりました。まず、そう聞いて……

（「ここの町内で買ってくれるんじゃないの」の声あり）

8番（土門治明君） まず、町の方針としては方向転換はできないという……

（何事か声あり）

8番（土門治明君） できるのですか。

いや、ただ副町長は、今方向転換はできないのだというようなふうに私は今とらえました。総務課長は、その議員のを踏まえて検討してまた結果最終出すというようなお話だったように聞こえますけれども、今最終的には副町長の答えのほうで理解するということなのですか。総務課長、お願いします、もう一回。

委員長（阿部満吉君） 堀田副町長。

副町長（堀田堅志君） 先ほど申し上げましたように、検討委員会のほうでの結論をもって町の課長会議で町の方針として決めて今回解体するというふうな予算計上をしたというふうなことでございます。

委員長（阿部満吉君） 8 番、土門治明委員。

8 番（土門治明君） 今の予算は、解体の予算な。

解体は、私も別にいいのですけれども、譲渡のほうが問題になっているわけでございまして、譲渡のほうはまだこれからということなのですけれども、議会のほうには出してくるのは。まず、町の方針としてはやはり方針、副町長はこれはこの方針でいくのだという断言しておられたように聞こえましたし、課長のほうはまだ考えなのだが、その辺はもう一回お願いします。

委員長（阿部満吉君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

先ほど副町長が申し上げましたように、町の方針としてはただいまここに解体の予算を計上いたしましたようにして、解体をした上で分筆作業を行い、自治振興と商業振興の立場で売却をしたいというのが基本的な考えであります。

ただ、先ほど私申し上げたのは、常任委員会等でもいわゆる売却という方法ではなくて、いわゆるリースといいますか、賃貸借での対応も可能なのではないかなというような検討をしていただきたいというお話をいただきました。そういった意味で、そういう部分について協議をさせていただきたい。基本的には、売却の方向で結論をいただいておりますので、私としてはその報告を申し上げながら、このようなご意見をいただきましたというような報告を申し上げながら協議をさせていただきたいという意味でお話をさせていただきました。

委員長（阿部満吉君） 8 番、土門治明委員。

8 番（土門治明君） 課長の話でわかりました。

この件については、後でまたその会議で検討していただきまして、またそのときに情報をお知らせいただければありがたいと思います。この件に関してはこれで終わります。

14ページの観光費、需用費で印刷製本費が257万2,000円、これはパンフの印刷だという、予算だということがありましたけれども、細かい部分についてご説明をお願いいたします。

委員長（阿部満吉君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

町で発行しております観光パンフレットさまざまございますが、部数も、それから種類も、配布する相手、それから配布する場所によって使い分けをしておるわけですが、1つは総合パンフレットのようなものがございます。これは、どの場所にもこのパンフレットを使っていくのですけれども、このパンフレット、蛇腹織りになっている「遊佐」というパンフレットなのですが、このパンフレットがちょうど切れてしまいまして、この増刷をひとつはしたいということで考えておるところでございます。これが1万6,000部ほど一気に印刷をするということでございます。大体広域で使う場合だということ、2,000部単位で出てまいりますので、これが1つでございます。

それから、この町中の湧水町めぐりパークを紹介する湧水めぐりのパンフレット、これも1つございますが、これがもう少しなくなってまいりまして、これと、さらに鳥海山のパンフレット、これは中を開

いて見る登山道が鳥瞰できる地図ですが、地図が入っているものです。これも含めて増刷をしてみたいというふうなことでございます。

それから、新たに映画のロケ地マップ、これをつくりたいということで、ちょっと調べてみましたところ、2008年からことしまで6本の映画がこの遊佐町で撮られております。今話題になっております「十三人の刺客」、これは9月25日公開でございますが、今ベネチア国際映画祭に出品をされております、金獅子賞をとるのではないかといいふうに言われておりますけれども、丸池様のところですね、あそこでロケをしたものでございますが、これらを含めて統一的な映画のロケ地のパンフレットを新しくつくりたいというふうを考えております。それと同時に、それぞれの場所に看板を設置をして紹介をしていきたいということで、これも前にさまざまご意見いただいたものでありますけれども、そういったものをつくって紹介をしていきたいということで考えております。

ちなみに、2008年には「I C H I」、これが鳥海山物忌神社で撮られておりますし、あとはご存じの「おくりびと」、これも2008年月光川、「スノープリンス」、これ吹浦小学校……古い吹浦小学校です。これが2009年、そしてことしに入って「座頭市THE LAST」升川、それから「必死剣鳥刺し」、これも畑村と杉沢です。撮られております。そして、今の「十三人の刺客」ということで、なかなか邦画では有名どころがそろいましたので、ぜひこれもまた遊佐の魅力としてPRに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（阿部満吉君） 8番、土門治明委員。

8 番（土門治明君） 今までの従来のパンフレットを印刷する。ほかに、映画ロケ地のパンフレットを新たにつくるというお話でございました。

このやはりこれからだと、映画を見た人が遊佐町のロケ地を観光しながら回ってくるという方がかなりことしの夏はいたように思いました。実際私の親戚も夏、近年余り来なかったのですけれども、この「鳥刺し」でしたか、「鳥刺し」を見たので、そしてではこのロケ地に連れていってくれということで、しばらくぶりに見えました。それで、このロケ地が地蔵様ずっとあって、鳥をずっと刺した部分がちょっと私もよくわからなかったのです。畑村だということはわかったのですが、その場所に私も行けなくて、ちょっと残念ながら丸池様のほうを案内して、今回はそっちのほうは調べておくからということで、そういうことでありましたので、ぜひ映画ロケ地のパンフレット、こういうものがあれば、やはり遊佐の町民も自分の知り合いが案内してくれというふうに来た場合案内もしやすいと思いますし、そして観光客が来た場合も、ずっと回っていくのも便利だと思いますので、この映画のパンフレットには十分期待をしております。

そして、このパンフレットを映画のロケ地、そして鳥海山とかいろいろ回った中で、最終的に海、西浜とかも回って帰るようでございます。ことしの先ほどの初日の行政報告の中には、海水浴場の入り込み客が1万5,000人がふえたというふうに書いておりました。十里塚の区長さんとか西浜のところを毎日行っておった店の人とかも、いろいろ1万5,000人もふえてよかったねとお話をしたところ、何や、全然人来ないけれども、波が強くて、だと。1万5,000人どこでふえただって、十里塚のほうではちょっと、十里塚のほうは少なかったのかなと思うのですけれども、十里塚も合わせて1万5,000人ふえた

というから、私はてっきりふえたのかなと思ったら、全然ふえていないのだ。どこから1万5,000人出たのだと。いや……

委員長（阿部満吉君） 質問は簡潔にお願いします。

8 番（土門治明君） 済みません。

簡潔に言いますと、1万5,000人ふえたのは駐車場の台数で数えたと思いますが、この実態はちょっと合ったものではないのかなと思いますけれども、この辺についてはどういうふうな分析で出したのかお尋ねをいたしたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

海水浴の入り込み客の把握につきましては、2つの方法をとっております。古い昔でありますという、30万人とかという数字が出ていたときあったのですが、さすがにそれは大体でカウントしたものであったのですが、先はかなりの正確にカウントしております、1つはライフガードをそれぞれ海水浴場に配置をしておりますので、そのライフガードが1日1回定点で観測をして、そのときにいた人を数えております。それが1つ。これは、そのときにいた人ですので、必ずしも1日いっぱいいたとか、あるいはその後に来たとか、あるいはその前に帰ったとかという人把握できません。したがって、その分を補うために、この定点観測の数字に2を掛けまして2倍をいたします。これが基本の数字でございまして、さらにイベントでおいでいただく皆さん、花火でありますとか、夕日まつりでありますとか、こういったものをカウントを足しまして7万8,000という数字を出しております。そう実態と乖離した数字ではないというふうに思っております。

それからもう一つは、西浜の駐車場、それから十里塚の駐車場においでいただく車の台数から……車の台数をすべてカウントしておりますので、その台数から一人一人の数を把握をしております。これは、普通乗用車の場合でありますという、3.幾らという数字を乗じて計算しているのですが、大型バスあるいはマイクロバスなんかの場合は、それぞれの係数を掛けて駐車している台数からそれをカウントするというのがもう一つのやり方でございます。

ちなみに、その2つの数字から推計をいたしますという、西浜につきましては158%、58%ほど人がふえているということでございます。それから、釜磯につきましては94%、これは減っております。それから、十里塚205%、これは実数でございますので、そんなには変わらないと思いますけれども、ただそれと浜茶屋の売り上げは連動していないことはご存じのとおりでございます。特に最近、家族でいらしても浜茶屋に入らない、あるいは飲み物とかすべて持参をして自己完結でお金を落とさないで帰るという方もたくさんいらっしゃいますので、そういう面で経済的な数字とは必ずしも連動しないというのが実態でございます。

以上であります。

委員長（阿部満吉君） 8番、土門治明委員。

8 番（土門治明君） 実態としてはやはり50%から、そして倍もふえているようなというお話でございます。

そして、町のサービスとしては、たしか駐車場の無料開放日というのをこし初めてですか開催したと聞いております。このことも、その日は物すごく観光客、海水浴場等の客がふえたと聞いておりますし、遊佐町の観光誘致については物すごく効果があったと聞いております。ただ、これを開放日だというのをラジオか何かでどういうふうで、どういう方法で周知したのか、それをお聞きしたいと思います。

委員長（阿部満吉君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 今年度、高速道路の無料化社会化実験に合わせてこの無料開放日設けたわけなのですが、日にちは7月24日と31日でございます。花火の日と、それから夕日まつりの日なのですが、これは一日じゅう無料ということにさせていただいております。もちろん夜花火にいらっしゃる皆さんについては、これまでも無料だったのですけれども、朝から無料ということで開放しております。

この周知につきましては、ハーバーラジオというのを、告知です。これ朝と夕方、通勤時間帯と、それから帰る時間帯に合わせてハーバーラジオで無料公開ということでさせていただきました。実は、私も24日の日に会場から高速道路どんなものかなと思って行ってみましたら、高速道路の入り口渋滞が起きておりまして、西浜の方面から帰る車があそこに殺到しているということを確認をいたしております。花火大会は、かなり広域から観光客が集まりますので、そういう意味では高速道路の無料化実験とこの無料開放がマッチングしたのかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

委員長（阿部満吉君） 8番、土門治明委員。

8番（土門治明君） 終わります。

委員長（阿部満吉君） これで8番、土門治明委員の質問は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（阿部満吉君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（阿部満吉君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。議第55号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、議第56号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）、議第57号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第58号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第60号 平成22年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第61号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第62号 平成22年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第63号 平成22年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）、以上9議案についてこれを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（阿部満吉君）      ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後２時５３分）

休

憩

委員長（阿部満吉君）      休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後３時３０分）

委員長（阿部満吉君）      報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君）      報告書案文を朗読。

委員長（阿部満吉君）      本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（阿部満吉君）      ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後３時３３分）

遊佐町議会委員会条例第２７条の規定により、ここに署名し提出します。

平成２２年９月１０日

遊佐町議会議長 高      橋      信      幸      殿

補正予算審査特別委員会委員長 阿      部      満      吉